



# 笠松町 第6次総合計画

まちの魅力を活かした  
にぎわいと癒しのまちづくり

2021  2030



# はじめに



## 『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる

### 創造文化都市を目指して

町生誕 130 年を迎えた私たちの笠松町では、住む人や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、誰もが安全に安心して暮らせるようなまちづくりを進めてまいりました。

笠松町第5次総合計画策定から10年が経過する中、わが国では人口減少・少子高齢化の急速な進行、自然災害の頻発をはじめ、近年では新型コロナウイルス感染症の流行など大きな課題を抱えています。それに伴い、本町を取り巻く情勢や環境も大きく変化していますが、様々な状況に適切に対応し、総合的かつ持続可能なまちづくりを進めなければなりません。このような状況下、本町としても次のステージへ進むために、第5次総合計画の理念を継続しつつ、新たな将来像「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を掲げ、笠松町第6次総合計画を策定しました。

本町には清流木曽川をはじめとする豊かな自然、かつて陣屋・岐阜県庁が置かれていたという歴史・伝統・文化といった資源が数多くあり、この大切な宝を今一度見つめ直し、磨き上げ、まちづくりに活かしていくことが大切だと考えます。また、本町にはそれを実現できるパワーがあると確信しています。

こうしたまちづくりには、町民の皆さま・民間団体・事業者など、多種多様な関係者がそれぞれの立場で役割を担い、手を取り合い、行政と「協働」していくことが不可欠であります。一人ひとりが地域の主役になり、それらが交わることで「ひと・まち・自然」輝くまちづくりが実現します。私たちは本計画に基づき、皆さまと共に数多くの課題と豊かな将来像を共有しながら、特色あるまちづくりを進めてまいりますので、引き続き皆さまの参画とより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、大変多くの方にご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

笠松町長 古田 聖人

## もくじ

# 序 論

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 1. 総合計画の趣旨 .....                         | 1  |
| 2. 計画の構成と期間 .....                        | 1  |
| 3. 社会潮流 .....                            | 3  |
| (1) SDGs の取り組み                           |    |
| (2) 人口減少の進行と少子高齢化による人口構造の変化              |    |
| (3) 経済、雇用情勢の変化                           |    |
| (4) 安全・安心に対する意識の高まり                      |    |
| (5) 環境保全へ向けた取り組みと自然との調和                  |    |
| (6) 高度情報化社会の進展と Society5.0 の実現のに向けた技術の活用 |    |
| (7) ライフスタイルや価値観の多様化                      |    |
| (8) 地方分権の進展と持続可能な行財政運営                   |    |
| 4. 当町の状況 .....                           | 6  |
| (1) 地勢 .....                             | 6  |
| (2) 歴史・沿革 .....                          | 6  |
| 5. 人口ビジョン .....                          | 7  |
| (1) 人口・世帯数の推移 .....                      | 7  |
| (2) 人口動態 .....                           | 7  |
| ① 自然動態                                   |    |
| ② 社会動体                                   |    |
| (3) 将来人口の推計 .....                        | 15 |
| 6. 財政の状況 .....                           | 16 |
| 7. 住民意識調査からみる当町 .....                    | 18 |
| (1) 今後の定住意向について .....                    | 18 |
| (2) 施策の現状と重要度について .....                  | 19 |
| (3) 将来像のキーワードについて .....                  | 21 |
| 8. 当町のまちづくりの課題 .....                     | 22 |
| (1) 医療・福祉・子育て分野                          |    |
| (2) 教育・文化・スポーツ分野                         |    |
| (3) 農業・商工業・イベント・まちづくり分野                  |    |
| (4) 都市基盤・循環型社会・環境分野                      |    |
| (5) 住民生活分野                               |    |
| (6) 町政運営分野                               |    |

## 2 基本構想

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. まちづくりの理念と将来像             | 24 |
| 2. 将来人口                     | 25 |
| (1) 総人口の設定                  | 25 |
| (2) 年齢階層別人口の設定              | 25 |
| 3. 土地利用構想                   | 26 |
| (1) 土地利用の基本方針               | 26 |
| (2) 利用区分別土地利用の考え方           | 26 |
| 4. 基本方向                     | 27 |
| 基本方向1 ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち    | 27 |
| 基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち      | 27 |
| 基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち      | 28 |
| 基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち     | 28 |
| 基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち     | 29 |
| 基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち | 29 |

## 3 基本計画

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 基本方向1 ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち   | 30 |
| (1) 地域福祉の推進                | 30 |
| (2) 健康づくりの推進               | 32 |
| (3) 高齢者福祉の推進               | 34 |
| (4) 障がいのある人の福祉の推進          | 36 |
| (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進      | 38 |
| (6) 人権尊重社会の推進              | 40 |
| 基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち     | 42 |
| (1) 学校教育の充実                | 42 |
| (2) 青少年の健全育成・若者支援の推進       | 44 |
| (3) 生涯学習の充実                | 45 |
| (4) スポーツ活動の推進              | 46 |
| (5) 歴史・文化の継承と活用            | 47 |
| 基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち     | 48 |
| (1) 農業の振興                  | 48 |
| (2) 商工業の振興                 | 50 |
| (3) 観光・イベントの推進             | 52 |
| (4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進 | 54 |
| 基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち    | 56 |
| (1) 計画的な土地利用の推進            | 56 |
| (2) 便利で快適な道路網の整備           | 57 |
| (3) 公共交通体系の充実              | 58 |
| (4) 良好な住環境の創出              | 59 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (5) 清潔で快適な環境の整備 .....             | 60 |
| (6) 循環型社会の構築 .....                | 61 |
| 基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち .....     | 62 |
| (1) 防災対策の推進 .....                 | 62 |
| (2) 消防・救急対策の推進 .....              | 64 |
| (3) 防犯体制の強化 .....                 | 65 |
| (4) 交通安全対策の推進 .....               | 66 |
| 基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち ..... | 68 |
| (1) 住民参加によるまちづくりの推進 .....         | 68 |
| (2) 気配り行政の推進 .....                | 69 |
| (3) 効果的な行政運営の推進 .....             | 70 |
| (4) 健全な行政運営の推進と広域行政への対応 .....     | 72 |

## 資 料 編

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1. 笠松町総合計画審議会 諮問・答申 .....  | 74 |
| 2. 笠松町総合計画条例 .....         | 76 |
| 3. 笠松町総合計画審議会 名簿 .....     | 78 |
| 4. 笠松町第6次総合計画策定の経過 .....   | 79 |
| 5. 第6次総合計画 策定体制 .....      | 80 |
| 6. 笠松町総合計画の変遷 .....        | 81 |
| 7. パブリックコメントで寄せられた意見 ..... | 82 |



# 1 総合計画の趣旨

---

当町では、2011 年（平成 23 年）を計画初年度とする笠松町第 5 次総合計画を策定し、「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く 創造文化都市」をまちづくりの将来像に掲げ、住民と行政のパートナーシップのもと、各種施策を展開してきました。

この間、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化、自然災害の激甚化による住民の防災意識の高揚、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式への転換など、地方自治体を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化し、行政として取り組むべき新たな課題が数多く発生しています。

このため当町では、こうした時代の潮流や当町における環境の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、今後のまちづくりの指針として、笠松町総合計画条例（令和 2 年笠松町条例第 13 号。以下「条例」）に基づき、笠松町第 6 次総合計画を策定します。

また、本計画は、人口減少の進展が予測されるなか、当町の強みを生かした実効性の高い戦略を掲げ、持続可能な安定した総人口・人口構造を実現し、住民が生き生きと過ごすことができる社会を作り上げるため、条例第 3 条第 3 項の規定により、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づく「まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」と一体的な計画として策定するものです。

## 2 計画の構成と期間

---

### （1）計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

#### ① 基本構想

当町のまちづくりの基本理念やめざす将来像を明らかにし、住民と行政が協働で推進する「まちづくりの方針」として位置づけ、2021 年度（令和 3 年度）からの 10 年間における住民と行政の共通の指針とします。

#### ② 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって「特に取り組むべき各施策の方針」と「具体的内容」を明らかにするものです。

また、施策の実現性を確保するため、あわせて『まちづくり指標（重要業績評価指標（KPI））』を設定し、これらの数値の進捗状況を確認することにより、施策の効果を検証し改善を行う仕組みを構築します。

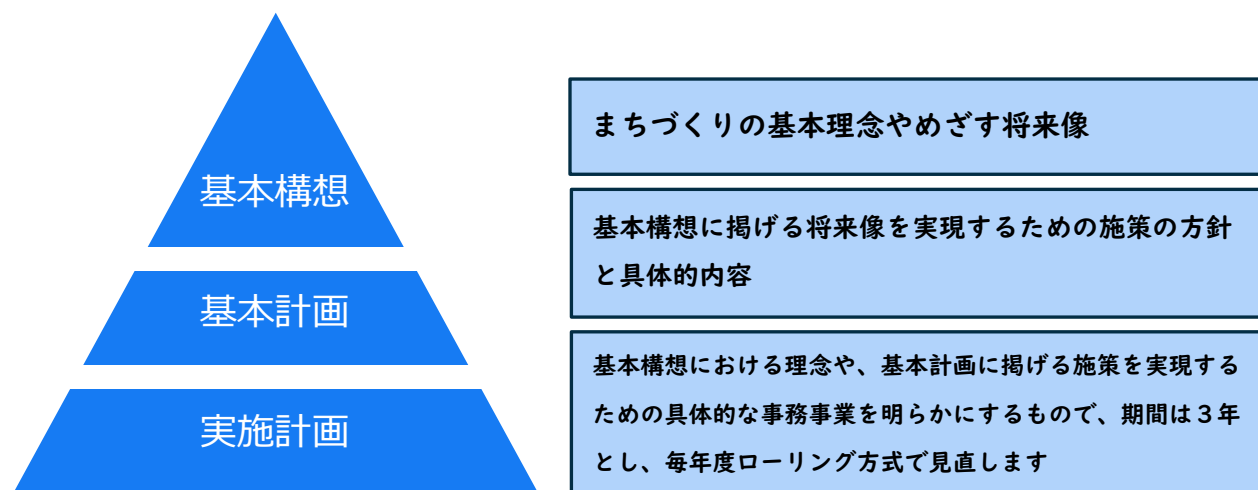
計画期間は 10 年間とし、社会経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証するほか、新型コロナウイルス感染症の影響による社会状況の変化を捉え、その都度、必要な見直しを行います。

#### ③ 実施計画

基本構想における理念や、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は 3 年間とし、毎年度ローリング方式※で見直します。

※ローリング方式：中長期の行財政計画などの実施過程で、計画と実施実績との間の相違を毎年チェックし、実績に合わせて計画を修正、計画目標の達成を図る方法のこと。

## ■計画の構成（イメージ図）



## ■計画の期間

| 令和<br>3年度                                                                 | 4年度      | 5年度      | 6年度 | 7年度 | 8年度 | 9年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 |
|---------------------------------------------------------------------------|----------|----------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 基本構想 10年間                                                                 |          |          |     |     |     |     |      |      |      |
| 前期基本計画 5年間 ・ 後期基本計画 5年間<br>（中間年度見直し）<br>※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、必要な見直しを行います。 |          |          |     |     |     |     |      |      |      |
| 実施計画 3年間                                                                  |          |          |     |     |     |     |      |      |      |
|                                                                           | 実施計画 3年間 |          |     |     |     |     |      |      |      |
|                                                                           |          | 実施計画 3年間 |     |     |     |     |      |      |      |

### 3 社会潮流

新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機は、景気の急速な悪化など、社会経済面に大きな影響を与えているのみならず、個人も「新しい生活様式」への転換が始まっています。

以下に、8つの視点による社会潮流を掲げていますが、新型コロナウイルス感染症が社会や生活などに与える影響は深刻であるとともに不透明であることから、行政運営も「ポスト・コロナ時代」の「新たな日常」に柔軟に対応していく必要があります。

そのため本計画については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民生活の安定化を図りながら、施策の達成状況や社会状況の変化を分析し、また、緊急性や重要度なども考慮し、策定後においても必要に応じて施策・事業の優先化、重点化を見直していきます。

#### (1) SDG s の取り組み

SDG s は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年（平成 27 年）9 月に国連で開かれたサミットの中で採択された、平成 2016 年（平成 28 年）から 2030 年（令和 12）年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において誰一人取り残さない社会の実現を目指す取り組みとして、地方においても、市町村を含む地域関係者、民間事業者などが主体的に連携した取り組みが求められています。

#### (2) 人口減少の進行と少子高齢化による人口構造の変化

わが国の総人口は、2008 年（平成 20 年）をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると、総人口は今後も減少し続け、2053 年（令和 35 年）には 1 億人を下回るとされています。また、合計特殊出生率は、2005 年（平成 17 年）に最低の 1.26 を記録した後上昇傾向となり、2018 年（平成 30 年）には 1.42 となった【※1】ものの依然として低水準となっている一方、総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合は、2019 年（令和元年）には 28.4%と最高を記録【※2】し、わが国の少子高齢化は依然として深刻な状況にあります。

人口減少、少子高齢化の進行により、労働力人口の減少による経済の縮小、地域活動の担い手の不足、医療・介護などの社会保障費の増大、税収の減少による地方財政の悪化など、住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたなか、人口減少に歯止めをかけ、人口の過度な東京一極集中を是正し、地域の活性化を図ることで、地方に人の流れや仕事を創出し、地域の課題解決を目指した「地方創生」の取り組みが求められています。

【出典：※1 厚生労働省「人口動態統計」 ※2 統計省統計局「人口推計」】

#### (3) 経済、雇用情勢の変化

内閣府公表の月例経済報告の景気判断を見ると、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の影響を受けて、2020 年（令和 2 年）3 月には、2013 年（平成 25 年）6 月以来、6 年 9 か月ぶりに「回復」の文字が消え、さらに、2020 年（令和 2 年）4 月には、リーマンショックの影響があった 2009 年（平成 21 年）5 月以来、約 11 年ぶりに「悪化」の表現が用いられるなど、極めて厳しい状況となりました。以後、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、今後、感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動を引き上げていくなかで、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

ここ数年の雇用情勢は、2020 年（令和 2 年）3 月の失業率 2.5%【※ 3】、有効求人倍率 1.39 倍【※ 4】と、水準的にはまだ厳しい水準とまではなっていませんが、企業においては雇用を維持しようとしつつも、急激に業績が悪化し、大幅な赤字を出す企業が増大していることが危惧されており、感染症の拡大により、その対応が長期化し経済の停滞が続くに連れて、雇用情勢も一気に悪化することが懸念されています。

わが国においては、技術革新や産業構造の変化に適応するため、労働移動の活発化、外部労働市場の機能強化に向けた取り組みが進められてきましたが、大きな経済ショックが生じた際には、期間限定的な雇用形態が取り入れられ、非正規雇用労働者の増加や、フリーランスの増加など就業形態の多様化といった新たな動きが見られます。

また、生産年齢人口の減少などに伴い、女性の職業生活における活躍や、知識と経験豊かな高齢者の活躍が求められていることから、女性、高齢者などの就業機会の拡大を図るほか、働き方改革、ワークライフバランスの推進、就職氷河期世代の活躍支援などの取り組みが必要となっています。

【出典：※ 3 統計省統計局「労働力調査」 ※ 4 厚生労働省「職業安定業務統計」】

#### （４）安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で地震や台風、集中豪雨など、大規模な自然災害が頻発し、特に東海地方においては、南海トラフ巨大地震や養老－桑名－四日市断層帯地震が危惧され、防災・減災への意識が高まっています。一方で、子どもや高齢者を狙った犯罪が後を絶たず、インターネットを悪用した犯罪や、特殊詐欺被害の増加が社会問題化するなど、防犯に対する意識も高まっています。

これらの災害や犯罪から生命・財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、家庭（自助）や地域コミュニティ（共助）、行政（公助）によるバランスの取れた取り組みが求められています。

#### （５）環境保全へ向けた取り組みと自然との調和

地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化し、資源の採取や温室効果ガス、廃棄物の排出など、環境問題への意識や関心が高まっています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換や資源の再利用・再資源化を促進する循環型社会の構築、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築など、環境負荷の低減と自然との調和を図り、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みが求められています。

#### （６）高度情報化社会の進展と Society5.0 の実現に向けた技術の活用

I C T（情報通信技術）の進化を背景として、スマートフォン、タブレット型携帯端末が急速に普及し、S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとしたインターネットを活用した多種多様なサービスが飛躍的に発展したことにより、人びとの生活、経済活動、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年、自動車や家電などあらゆるモノがインターネットにつながる I o T（モノのインターネット）や A I（人工知能）などの技術革新が進み、国においては、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society 5.0」の実現に向けた取り組みが進められています。

「Society 5.0」の実現に向けた技術は、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、住民の利便性と満足度を高める上で有効であり、地域の魅力を一層向上させることができ、課題を多く抱える地方においてこそ、導入を強力に進めることが求められています。

## （７）ライフスタイルや価値観の多様化

物の豊かさより心の豊かさ、生活の利便性より快適性、さらには個性を重視する社会へと変化しており、余暇の過ごし方もゆとりや質を重視する傾向が強まっています。

ライフスタイルや価値観が多様化する社会では、地域コミュニティにおいても、つながりが希薄化し、共助機能の低下が懸念されています。

このような中で、効率を追い求めるだけではなく、自然環境との調和を含めた生活の質の向上を目指して、文化やスポーツを年齢を問わず楽しむことができることに加え、行政と住民・団体・企業などとの協働による取り組みを強化し、それぞれが役割分担をしながら、地域の課題解決に向け取り組むことを目指したまちづくりが求められています。

## （８）地方分権の進展と持続可能な行財政運営

地方分権の進展により、市町村の役割と権限が拡大し、住民に最も身近な市町村が、地域の実情やニーズを把握しながら、地域の魅力と個性を生かした特色のあるまちづくりに、主体的に取り組むことが求められています。

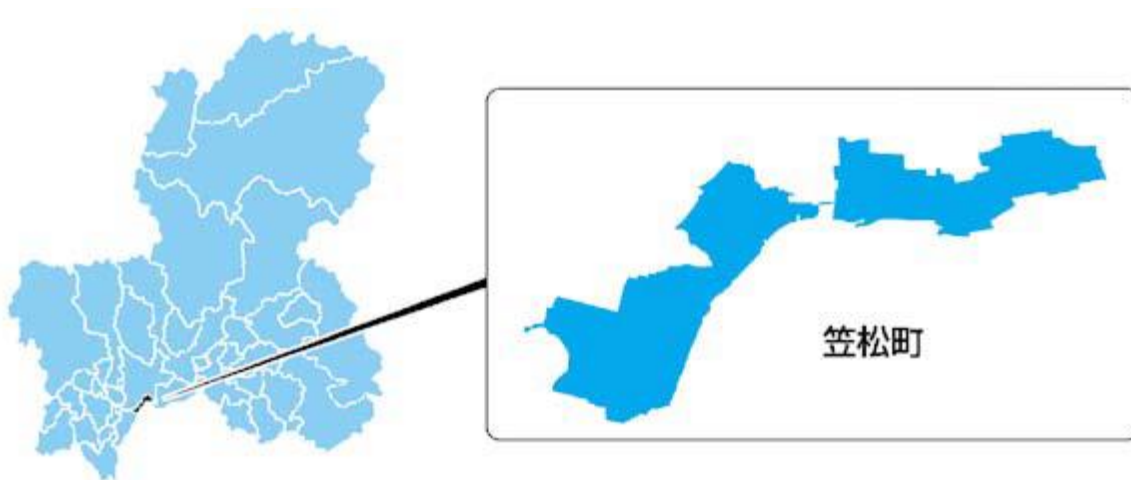
今後、人口減少、少子高齢化による社会保障費の増大、税収の減少のほか、老朽化した公共施設の更新など、財政状況の悪化が懸念されるなか、きめ細かな行政サービスを持続的に提供していくため、市町村間の連携や効率的な組織体制の整備、事務事業の見直しを進め、財政基盤の強化と社会環境の変革に対応した適切な行政運営が求められています。

## 4 当町の状況

### (1) 地勢

当町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、愛知県一宮市に隣接しています。木曽川右岸に沿って帯状に広がる低湿地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に回って金華山、さらに御嶽山などが眺望できます。北部の境川、南部の木曽川にはさまれた旧輪中地帯の一部でもあり、これを地理上からみると、東経 136 度 45 分 48 秒、北緯 35 度 22 分 02 秒、海拔 10.81 メートルであり、当町の面積は 10.30 平方キロメートルで、その面積のおおよそ 3 分の 1 は木曽川が占める、岐阜県下で 3 番目に小さな面積の自治体となっています。

また、木曽川に架かる国道・主要道路、ＪＲ（東海旅客鉄道株式会社）・名鉄（名古屋鉄道株式会社）の橋があり、岐阜市と名古屋市を結ぶ最短ルートです。



### (2) 歴史・沿革

当町は、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地でした。

江戸時代には幕府直轄地として笠松陣屋、明治維新後は笠松県が置かれ、明治 6 年 3 月に岐阜へ移行するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。

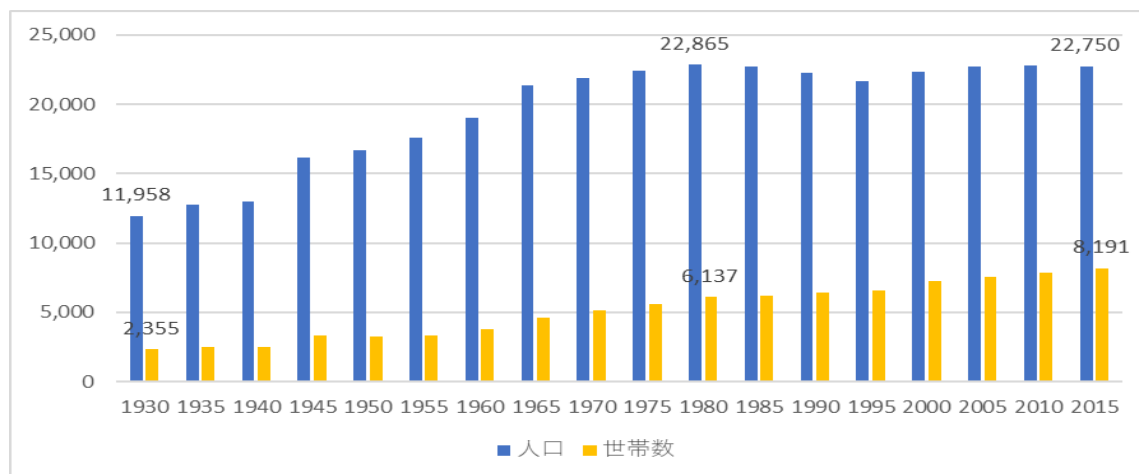
明治 22 年 7 月の町制施行により笠松町となり、昭和 25 年に松枝村、同 30 年に下羽栗村と合併し、平成 30 年の町制施行 130 年を経て今日に至っています。



## 5 人口ビジョン

### (1) 人口・世帯数の推移

笠松町の総人口は、1980年（昭和55年）の国勢調査時（22,865人）まで一貫して増加を続け、ピーク時の総人口は1920年（大正9年）の2倍以上となっています。1980年（昭和55年）以降は、微増減を経て現在に至っており、ピーク時から直近の2015年（平成27年）までの総人口は約35年間で115人減と、他市町村に比べて減少傾向は比較的小さいと言えます。また、世帯数に着目すると、増加を続けており、これは少人数での転入や世帯構成の変更などが背景にあると考察できます。



【出典：(1920～2015)総務省統計局「国勢調査」】

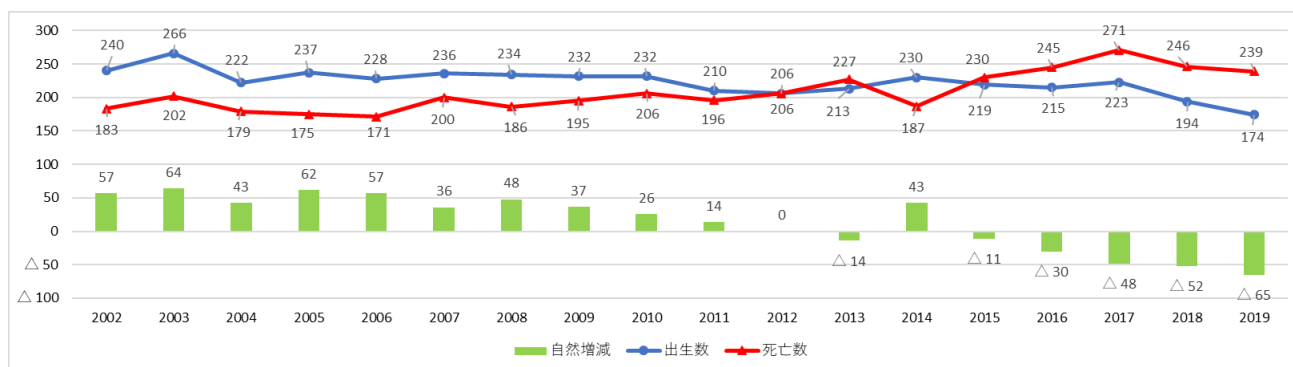
### (2) 人口動態

#### ① 自然動態

##### ■出生数、死亡数及び自然増減（出生数－死亡数）の推移

2011年（平成23年）までは出生数が死亡数を上回り、自然増となりましたが、2012年（平成24年）に死亡数が出生数に並んだのを境に死亡数が出生数を上回り、自然減になりました。

以後、グラフのとおり、出生数は緩やかな減少傾向に、反対に死亡数は全体を通して増加傾向にあるため、このまま推移しますと、自然動態はマイナス傾向が継続することが予想されます。

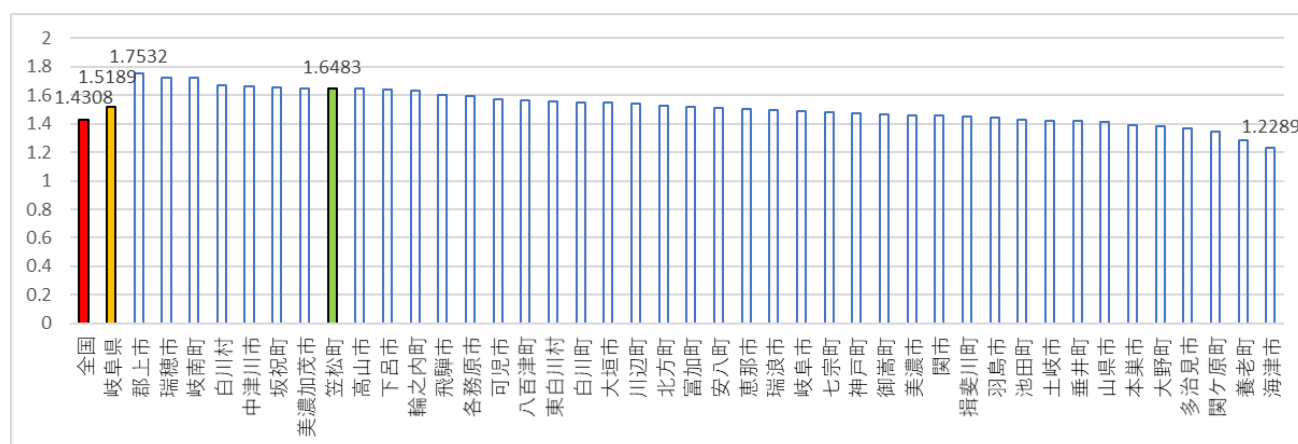
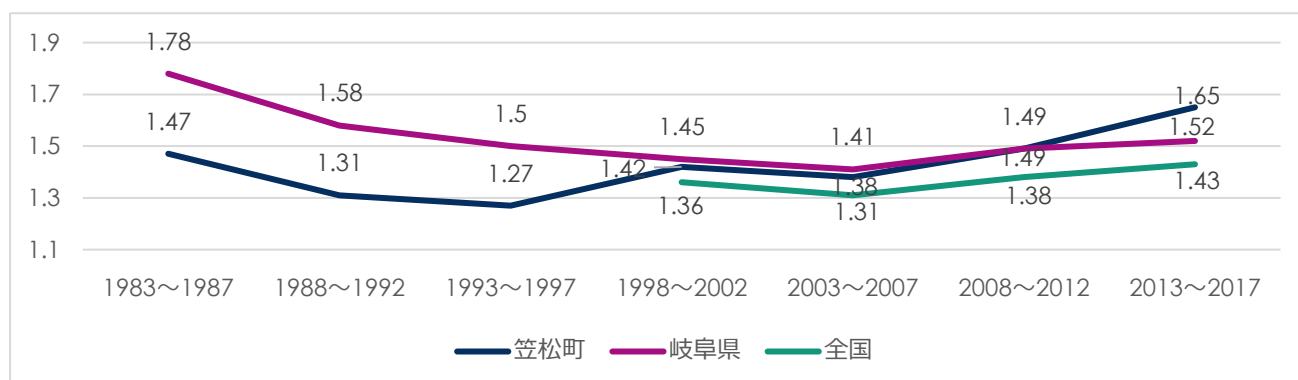


【出典：笠松町資料】

## ■合計特殊出生率の推移と比較

笠松町の合計特殊出生率は、1993～1997年（平成5～9年）を底に回復基調にあり、直近2013～2017年（平成25～29年）では1.65と、前期比0.16上昇しました。この値は、全国・県それぞれの平均を上回るものとなっています。

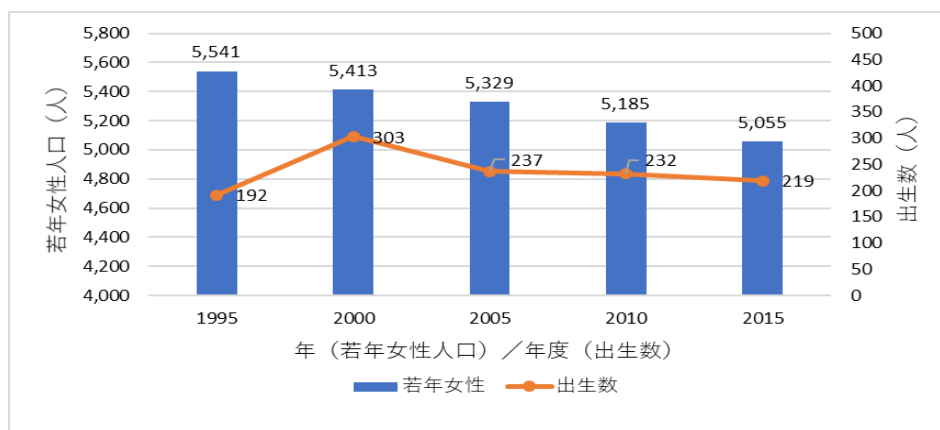
なお、直近の合計特殊出生率を県内他市町村と比較すると、42市町村の中で8番目に高く、前期2008～2012年（平成21～24年）の22番目から大幅に上昇したことがわかります。



【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

## ■若年女性人口（15～49歳）と出生数の推移

笠松町の若年女性人口は減少傾向にあり、1995～2015年（平成7～27年）にかけての20年間で486人減少（8.8%減）しました。一方で、出生数をみると、減少傾向の若年女性人口に対して横ばい傾向にあり、直近における合計特殊出生率の上昇要因となっています。

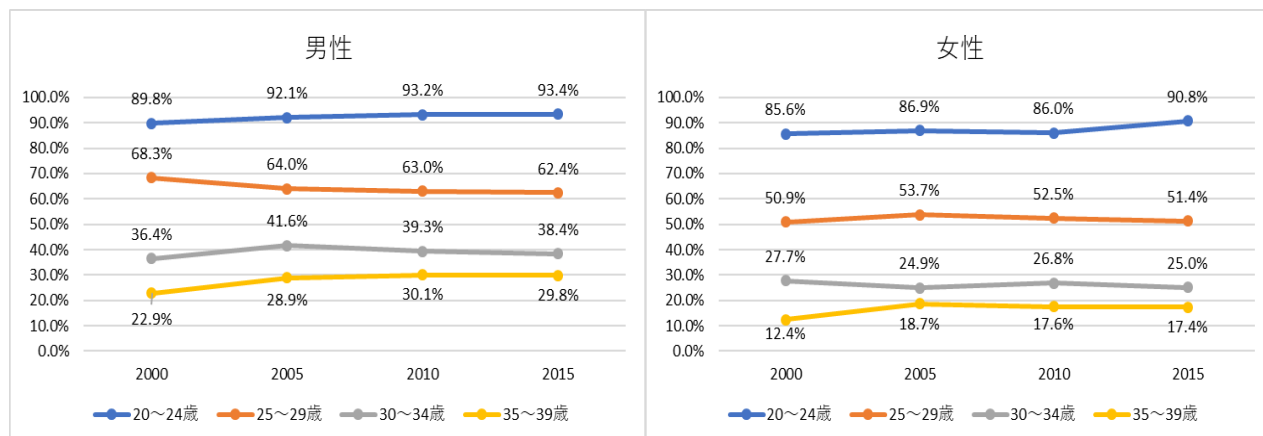


【出典：（若年女性人口）総務省統計局「国勢調査」、（出生数）笠松町資料】

## ■未婚率の推移及び単独世帯数の推移

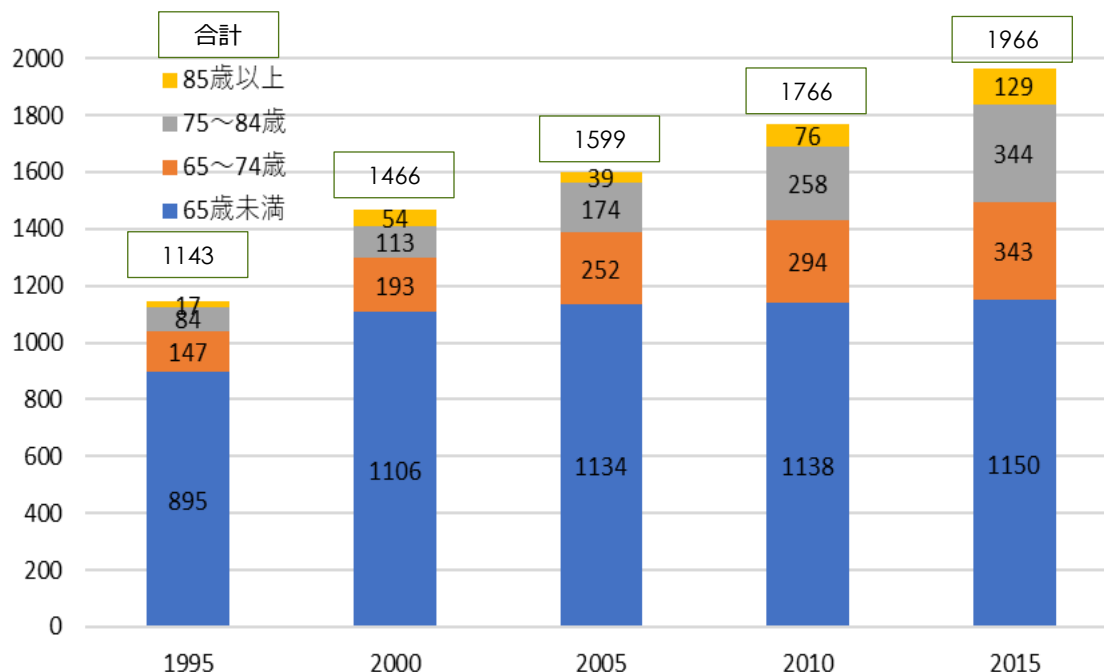
笠松町の性別の未婚率をみると、2015年（平成27年）においては30代後半の男性の約30%、女性の18%が未婚の状況です。中でも20代前半の未婚率は男女ともに増加傾向にあり、晩婚社会の進行がこのグラフからも読み取ることができます。また、笠松町の単独世帯数を世帯主の年齢別でみると、65歳以上の高齢者単独世帯数が年々大幅に増加しており、2015年（平成27年）は、20年前の1995年（平成7年）と比較すると、65歳以上の世帯が約3.3倍に、85歳以上の世帯にだけ着目すると約7.6倍となります。未婚率の増加及び単独世帯数の増加は人口減少を招く要因のひとつと考えられますので、抑制する施策が必要です。

### ●未婚率の推移



【出典：総務省統計局「国勢調査」 ※配偶者関係不詳を除いて算出しています】

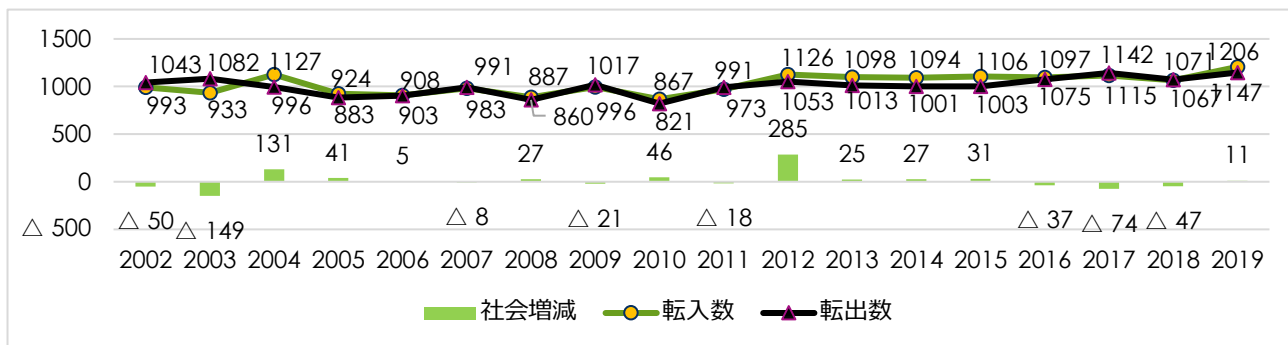
### ●単独世帯数の推移



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

## ② 社会動態

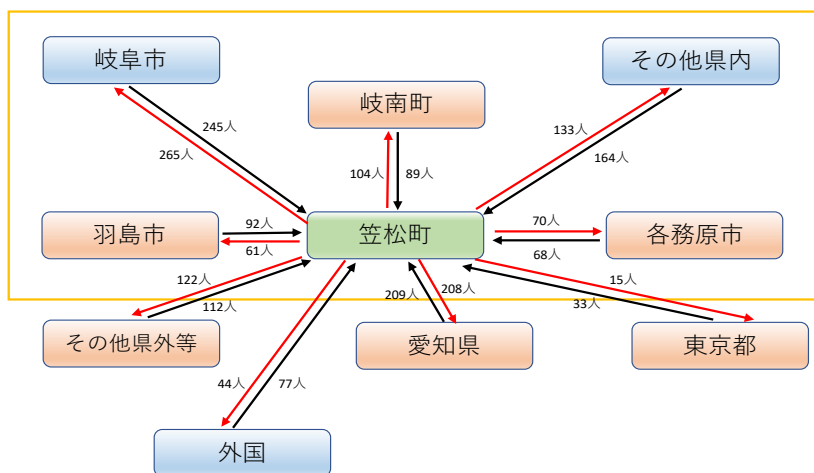
転入者数と転出者数はそれぞれ増減を繰り返し、直近の18年間に於いては225人の転入超過となっています。これらの値には一定の傾向が見られず、年度により状況が異なっています。



【出典：笠松町資料】

### ■市町村別転入転出差の推移

|         | 2015 (平成27年) |      |     | 2016 (平成28年) |      |     | 2017 (平成29年) |      |     | 2018 (平成30年) |      |     | 2019 (令和元年) |      |     | 5年平均 |      |     |
|---------|--------------|------|-----|--------------|------|-----|--------------|------|-----|--------------|------|-----|-------------|------|-----|------|------|-----|
|         | 転入           | 転出   | 差   | 転入           | 転出   | 差   | 転入           | 転出   | 差   | 転入           | 転出   | 差   | 転入          | 転出   | 差   | 転入   | 転出   | 差   |
| 総計      | 1062         | 1040 | 22  | 1108         | 1090 | 18  | 1115         | 1186 | -71 | 1081         | 1115 | -34 | 1193        | 1221 | -28 | 1112 | 1130 | -18 |
| 県内合計    | 646          | 556  | 90  | 689          | 604  | 85  | 674          | 681  | -7  | 645          | 626  | 19  | 637         | 701  | -64 | 658  | 633  | 25  |
| 岐阜市     | 212          | 232  | -20 | 288          | 248  | 40  | 253          | 296  | -43 | 252          | 247  | 5   | 218         | 300  | -82 | 245  | 265  | -20 |
| 岐南町     | 87           | 83   | 4   | 79           | 99   | -20 | 89           | 95   | -6  | 99           | 137  | -38 | 89          | 108  | -19 | 89   | 104  | -15 |
| 羽島市     | 102          | 46   | 56  | 91           | 67   | 24  | 101          | 79   | 22  | 71           | 66   | 5   | 97          | 49   | 48  | 92   | 61   | 31  |
| 各務原市    | 74           | 87   | -13 | 57           | 80   | -23 | 72           | 58   | 14  | 63           | 54   | 9   | 76          | 71   | 5   | 68   | 70   | -2  |
| その他県内   | 171          | 108  | 63  | 174          | 110  | 64  | 159          | 153  | 6   | 160          | 122  | 38  | 157         | 173  | -16 | 164  | 133  | 31  |
| 県外等合計   | 416          | 484  | -68 | 419          | 486  | -67 | 441          | 505  | -64 | 436          | 489  | -53 | 556         | 520  | 36  | 454  | 497  | -43 |
| 愛知県     | 203          | 187  | 16  | 176          | 204  | -28 | 219          | 221  | -2  | 219          | 197  | 22  | 230         | 229  | 1   | 209  | 208  | 1   |
| 東京都     | 13           | 39   | -26 | 14           | 31   | -17 | 7            | 36   | -29 | 12           | 34   | -22 | 30          | 24   | 6   | 15   | 33   | -18 |
| 三重県     | 17           | 21   | -4  | 17           | 11   | 6   | 20           | 14   | 6   | 13           | 12   | 1   | 29          | 14   | 15  | 19   | 14   | 5   |
| 大阪府     | 16           | 15   | 1   | 14           | 12   | 2   | 6            | 8    | -2  | 12           | 20   | -8  | 33          | 16   | 17  | 16   | 14   | 2   |
| その他都道府県 | 92           | 122  | -30 | 122          | 120  | 2   | 116          | 118  | -2  | 113          | 133  | -20 | 118         | 116  | 2   | 112  | 122  | -10 |
| 外国      | 71           | 32   | 39  | 72           | 39   | 33  | 67           | 41   | 26  | 64           | 50   | 14  | 112         | 57   | 55  | 77   | 44   | 33  |
| 不詳      | 4            | 68   | -64 | 4            | 69   | -65 | 6            | 67   | -61 | 3            | 43   | -40 | 4           | 64   | -60 | 4    | 62   | -58 |

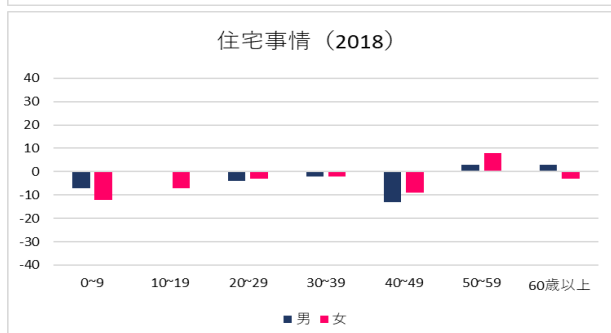
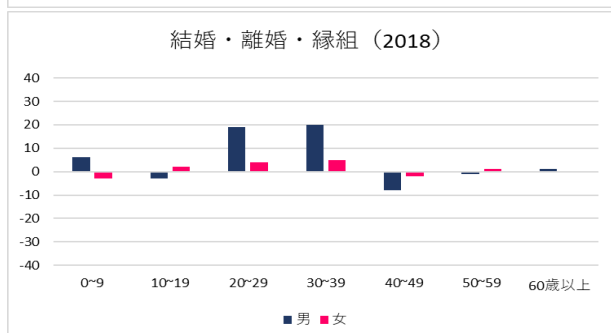
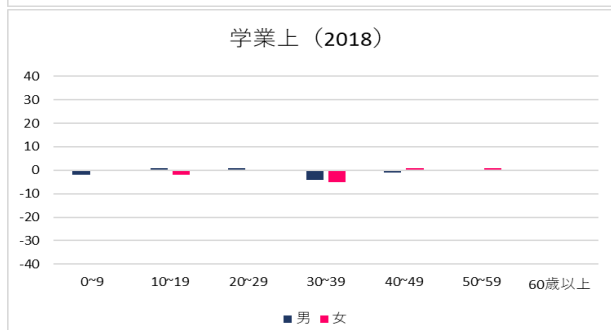
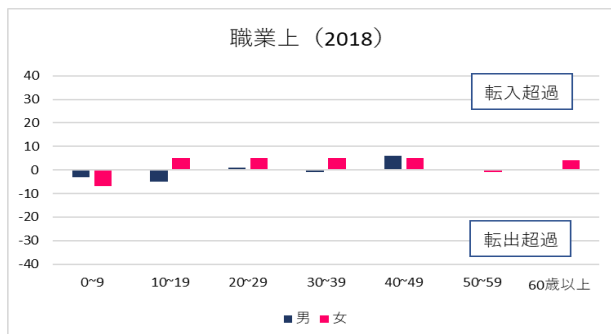


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」※平均は、四捨五入のため「転入数－転出数」と「差」が一致しません】

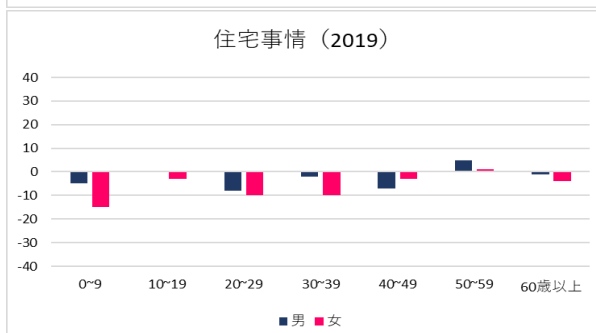
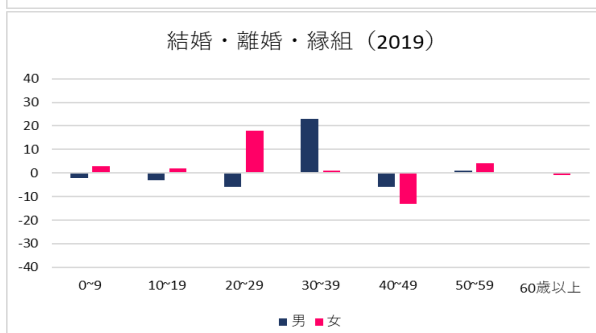
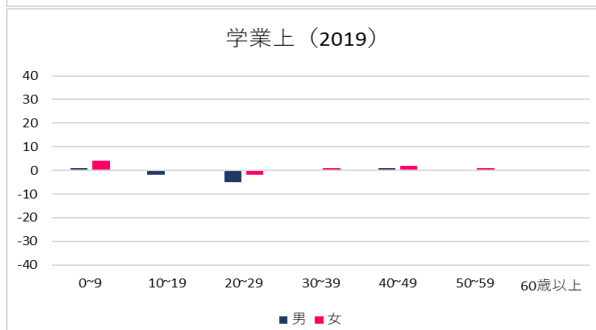
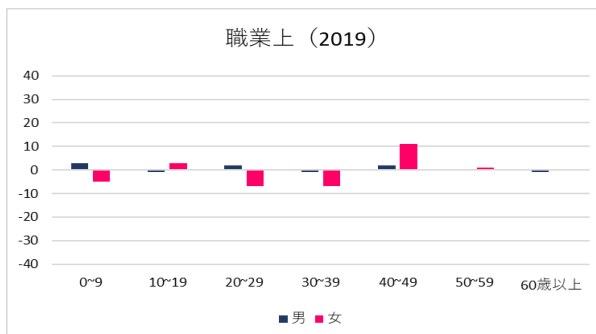
## ■主な移動理由でみた世代別の社会動態

これら社会動態を理由別・年齢別の内訳（直近2年）に着目してみると、「住宅事情」における転出超過が各年齢層において目立っていると言えます。そのほか、「結婚・離婚・縁組」においては20～30代の転入超過に顕著な数字が表れています。これは婚姻により笠松町へ転入されたことが主な要因と考えられることから、子育て環境の充実や経済的支援など、これらの層に働きかける施策や魅力的な制度に取り組むことが、今後の出生数の増加に直結し、人口減少に歯止めをかける重要なポイントとなります。

◎ 2018年



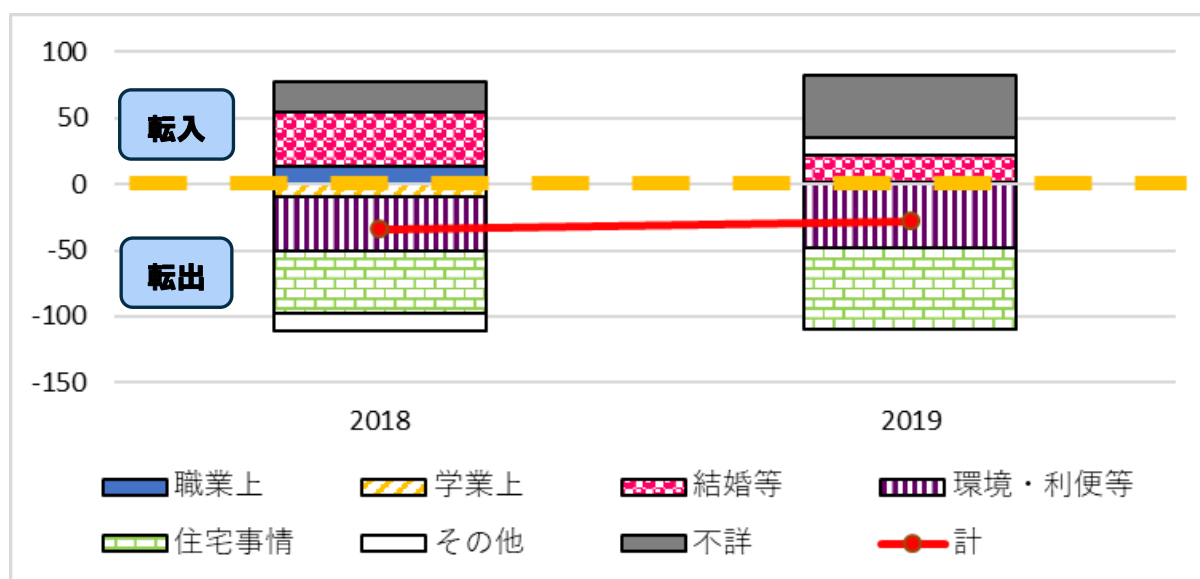
◎ 2019年



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

## ■移動理由別転入転出差の推移

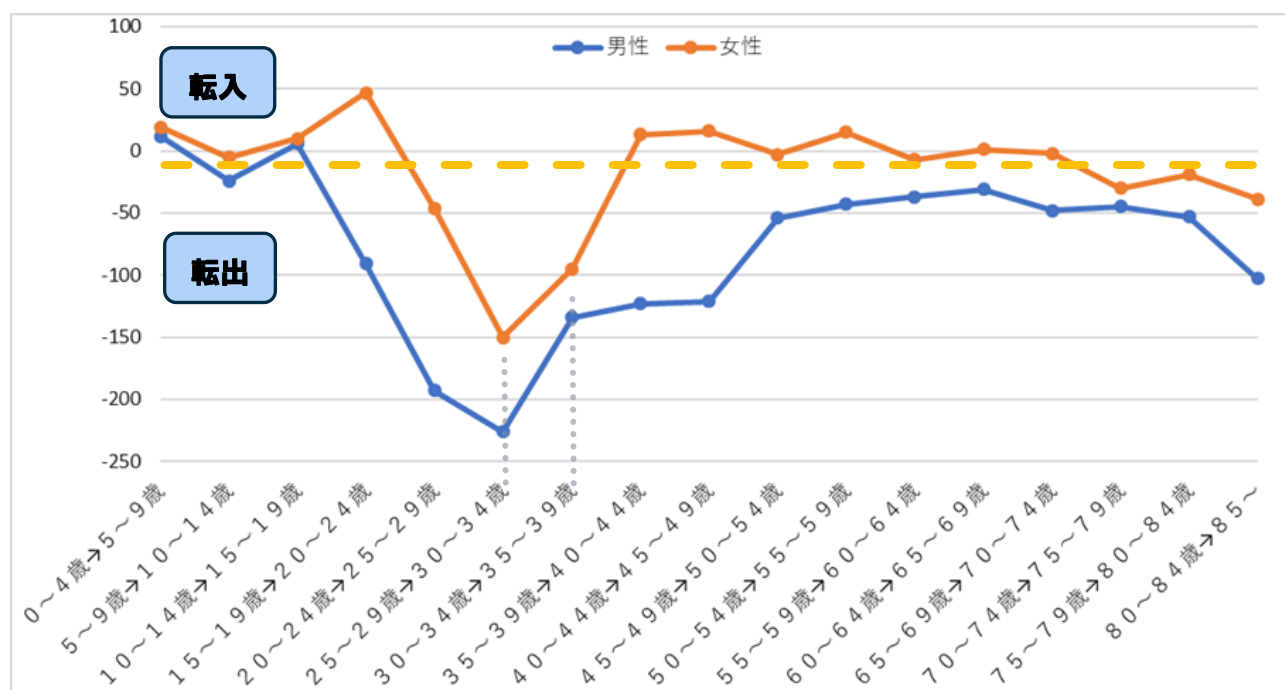
直近 2 年間における笠松町の移動理由別転入転出差をみると、転出超過部分においては「環境・利便」「住宅事情」が大きな割合を占めていることや、「結婚等」の転入転出差が少なくなっていることがわかります。



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

## ■年齢階級別の純移動数（転入数－転出数）

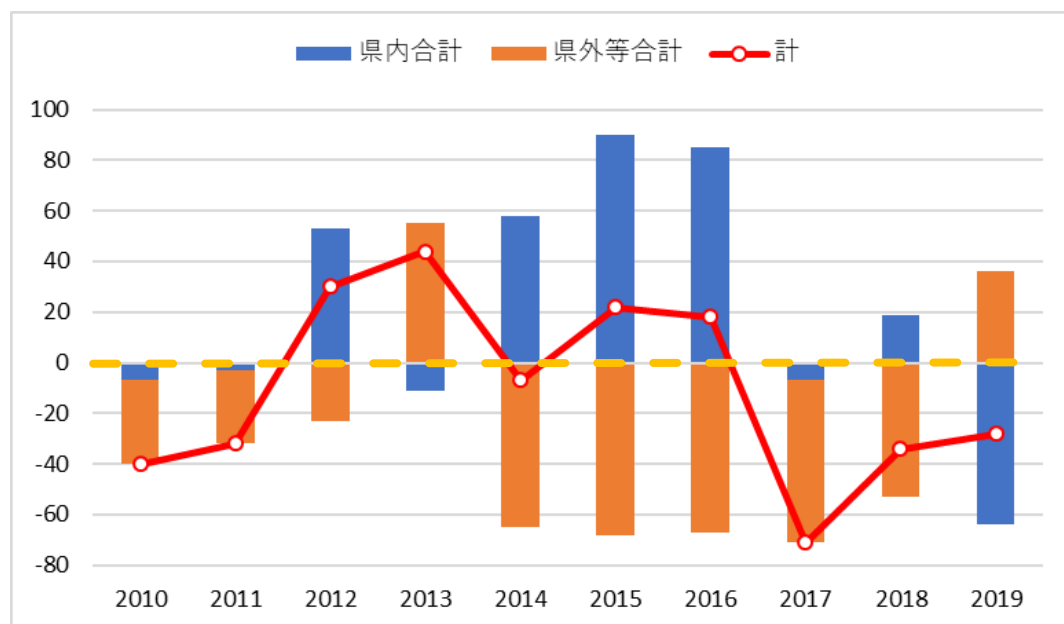
2010 年（平成 22 年）と 2015 年（平成 27 年）の国勢調査をもとに、性別・年齢階級別の純移動数を計算したところ、笠松町は男女ともに 20 代後半から 30 代後半にかけて転出超過の大きさが顕著に表れています。また、男性が全年代を通して大半が転出超過であることに對し、女性は 20 代前半に大きな転入超過があり、40 代以降も低い水準ではありますが、転入超過がみられます。



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

## ■県内・県外等別転入転出差の推移

笠松町の県内・県外等別転入転出差は、2012年（平成24年）から2016年（平成28年）まで転入超過傾向でしたが、2017年（平成29年）には大きく転出超過となりました。以降、転入転出差は少なくなる傾向にあります。依然として転出超過となっています。



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

## ■性別・通勤地域別 15 歳以上の就業者数（2015 年（平成 27 年））

笠松町に常住する就業者のうち、町内へ通勤している人は、3,440 人（31.2%）であり、男女別では男性より女性の割合が高い状況です。

県内市町村へ通勤している人は、全体の 5 割近い 5,242 人であり、そのうち約半数が岐阜市への通勤となっています。また、県内の隣接市町である岐阜市・岐南町・各務原市・羽島市へ通勤している人の合計は 4,514 人と、全体の約 4 割を占めています。なお、県外の通勤地域は愛知県がほとんどです。

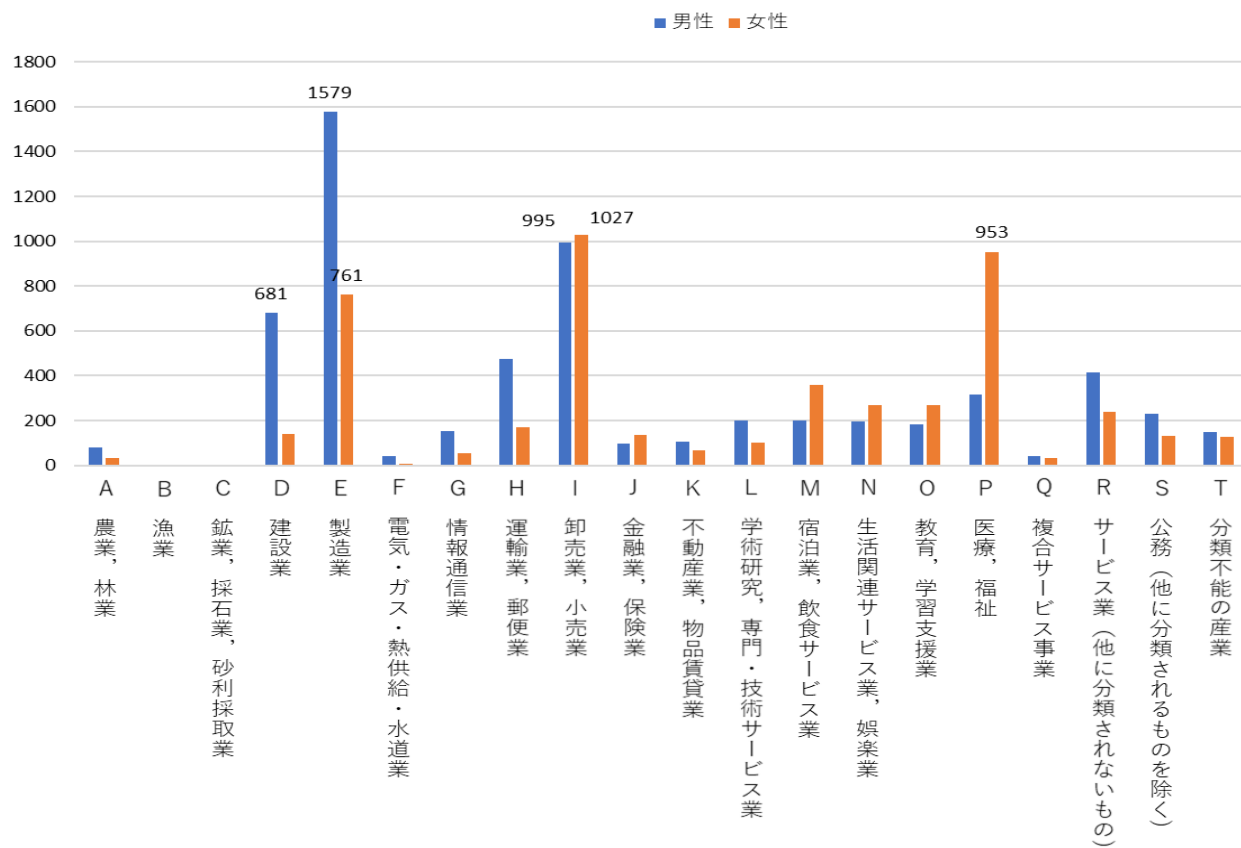
この結果から、笠松町が県都岐阜市や中部経済の中心地である名古屋市への交通アクセスがよく、ベッドタウンとしての機能を担っている一方で、特に女性は笠松町を中心に隣接市町で働いていることがわかります。

|             |        | 総数     |         | 男性    |         | 女性    |         |
|-------------|--------|--------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 笠松町に常住する就業者 |        | 11,012 | (100.0) | 6,140 | (100.0) | 4,872 | (100.0) |
| 笠松町         | 町内     | 3440   | (31.2)  | 1695  | (27.6)  | 1745  | (35.8)  |
|             | 県内他市町村 | 5242   | (47.6)  | 2862  | (46.6)  | 2380  | (48.9)  |
|             | 岐阜市    | 2692   | (24.4)  | 1289  | (21.0)  | 1403  | (28.8)  |
|             | 岐南町    | 639    | (5.8)   | 289   | (4.7)   | 350   | (7.2)   |
|             | 各務原市   | 691    | (6.3)   | 462   | (7.5)   | 229   | (4.7)   |
|             | 羽島市    | 492    | (4.5)   | 240   | (3.9)   | 252   | (5.2)   |
|             | その他県内  | 728    | (6.6)   | 582   | (9.5)   | 146   | (3.0)   |
|             | 県外     | 2112   | (19.2)  | 1459  | (23.8)  | 653   | (13.4)  |
|             | 愛知県    | 2030   | (18.4)  | 1384  | (22.5)  | 646   | (13.3)  |
|             | 名古屋市   | 828    | (7.5)   | 557   | (9.1)   | 271   | (5.6)   |
|             | 一宮市    | 561    | (5.1)   | 315   | (5.1)   | 246   | (5.0)   |
|             | その他愛知県 | 641    | (5.8)   | 512   | (8.3)   | 129   | (2.6)   |
|             | その他県外  | 82     | (0.7)   | 75    | (1.2)   | 7     | (0.1)   |
|             | 不詳     | 218    | (2.0)   | 124   | (2.0)   | 94    | (1.9)   |

【出典：総務省統計局「国勢調査」】

## ■性別・産業別 15 歳以上の就業者数（2015 年（平成 27 年））

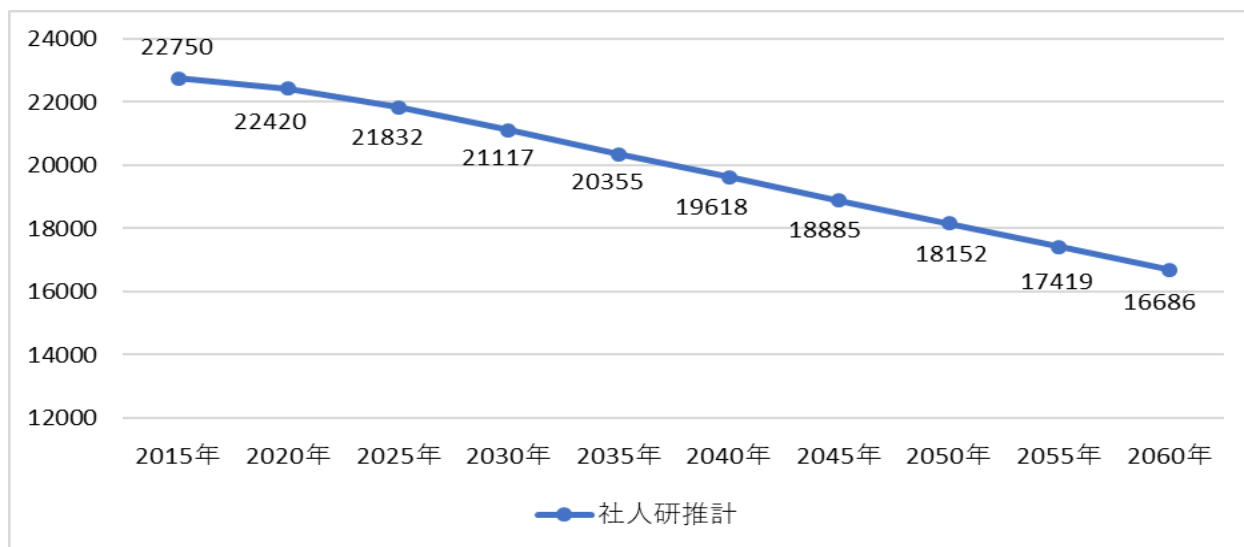
笠松町に常住する男性就業者の上位 3 産業は「製造業（1,579 人）」、「卸売業、小売業（995 人）」、「建設業（681 人）」です。一方、女性は「卸売業、小売業（1,027 人）」、「医療、福祉（953 人）」、「製造業（761 人）」です。笠松町は他市町村に比べて「医療、福祉」における就業者数が多いのが特徴であると言えます。



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

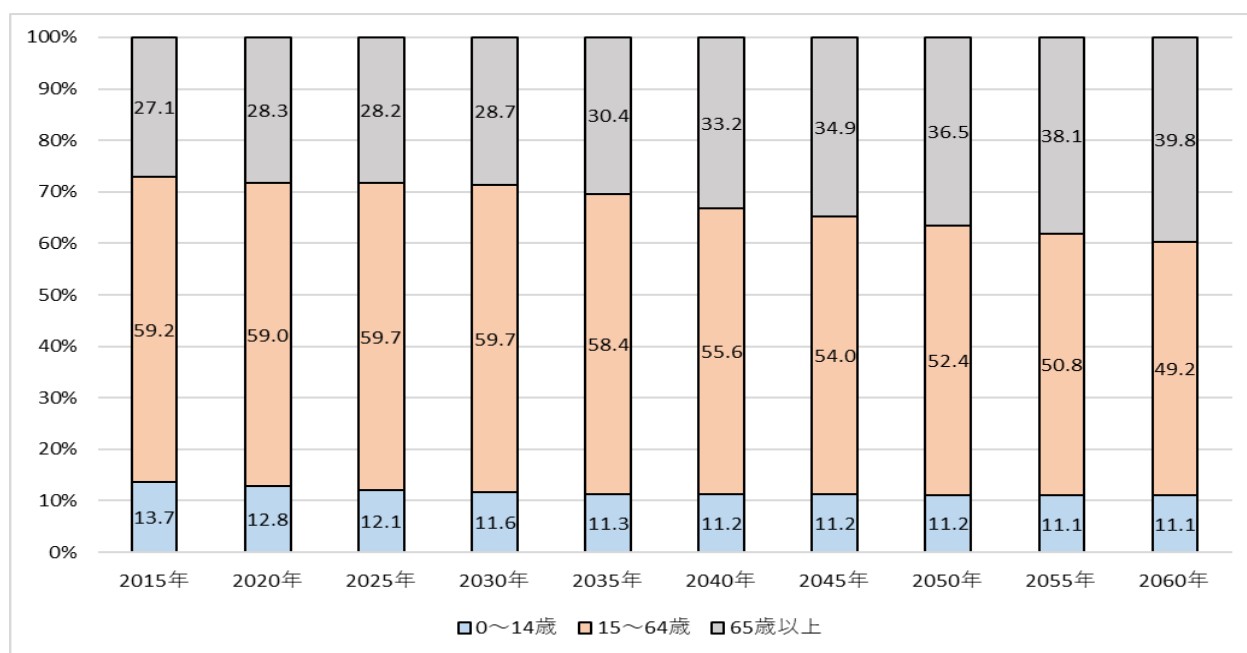
### (3) 将来人口の推計

慢性化しつつある全国的な少子高齢化、人口減少社会においても、近年の当町は人口を微減にとどめています。しかしながら、本格的な人口減少社会の進行により、将来的に高齢化や人口の減少が予想されています。



【出典：国立社会保障・人口問題研究所】

#### ■ 年齢3区分別人口比率の推移

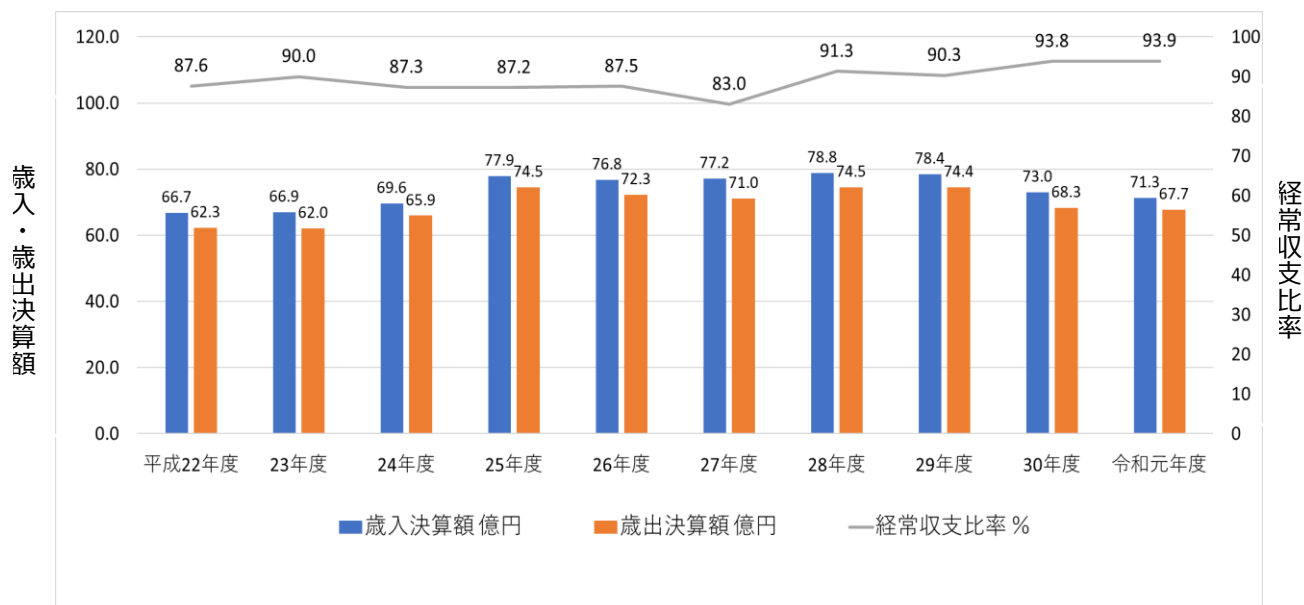


【出典：国立社会保障・人口問題研究所】

## 6 財政の状況

### ■歳入決算額および歳出決算額と経常収支比率の推移（一般会計）

2010年度（平成22年度）から2019年度（令和元年度）における決算状況は、社会保障経費の増加などに伴い、60億円台から70億円台にかけて推移しています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90%を超え、年々増加傾向にあるため、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の抑制を図る必要があります。



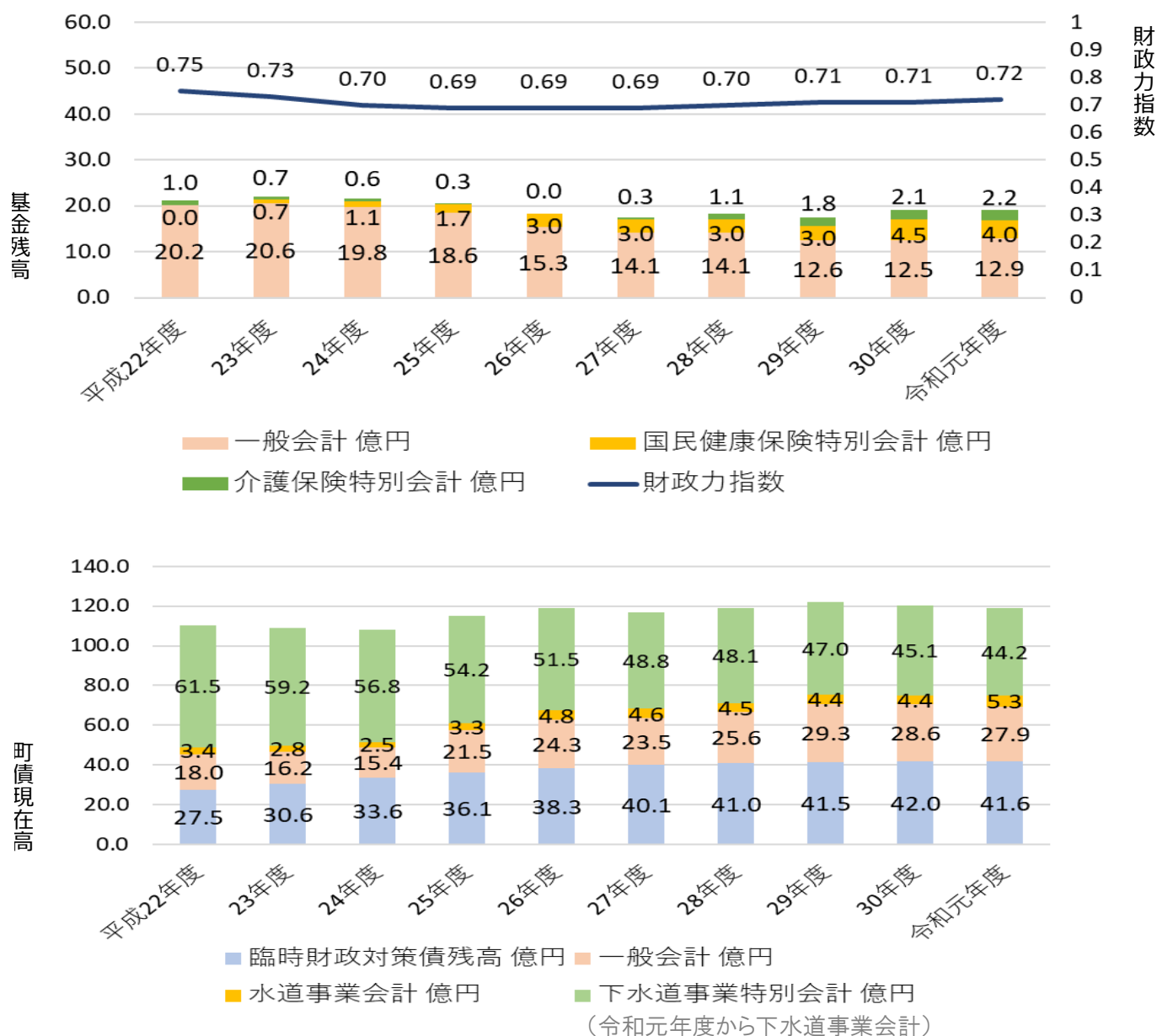
歳入決算額：町税や地方消費税、地方交付税交付金、町債などをすべて加えた歳入の総合計

歳出決算額：義務的経費や投資的経費にその他の経費をすべて加えた歳出の総合計

経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費の割合。この数値が高いほど財政構造の弾力性が低く、おおむね70%から80%の間であることが理想とされています。

## ■基金残高および町債現在高と財政力指数の推移

基金残高は、一般会計において、近年続いた基盤整備事業の財源に充てるため、財政調整基金を取り崩したことから減少傾向にあります。財政力指数は、0.7 前後で推移していますが、税収の確保や、経常経費の抑制など、さらなる財政基盤の向上を図る必要があります。町債現在高は、近年の基盤整備事業による借り入れが続いたことから増加傾向にあるため、公債の新規発行と返済のバランスを考慮した財政運営に努める必要があります。



基金残高 : 将来的な歳出に備えた基金で、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせた総合計

町債現在高 : 資金調達のために町が発行する公債の残高

財政力指数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財産収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用います。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。

臨時財政対策債 : 国から地方自治体に交付される地方交付税の一部を地方自治体が借り入れする地方債のことで、その元利償還金相当額は、その全額が後年度に普通交付税措置されます。

## 7 住民意識調査からみる当町

本計画を策定するにあたり、町が進むべき方向性について住民のニーズを把握し、今後のまちづくりに活かすため、「住民意識調査」及び「中学生意識調査」を実施しました。

### ■調査概要

#### ●住民意識調査

調査方法：

- ・ Web アンケート（笠松町公式 LINE 登録者及び笠松町公式ホームページにて周知）
- ・ 笠松町商工会、農業委員会、いきいきクラブ連合会へ回答を依頼

調査期間： 令和 2 年 7 月 15 日（水）～8 月 9 日（日）

回答者数： 402 件

#### ●中学生意識調査

調査対象者： 笠松中学校 3 年生生徒（全員）

調査方法： 直接配布、ボックス回収

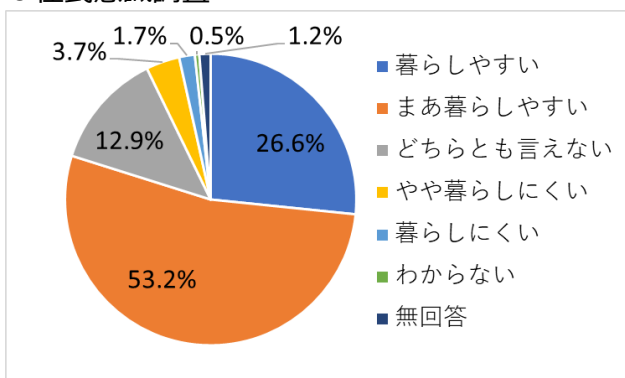
調査期間： 令和 2 年 7 月 15 日（水）～7 月 29 日（水）

回答者数： 68 件

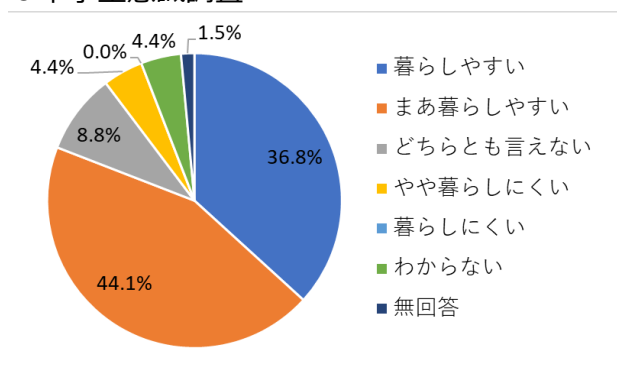
### （1）今後の定住意向について

■笠松町を暮らしやすいまちだと思うか、今後、住みたいと思うか、についてお聞きしました。

#### ●住民意識調査

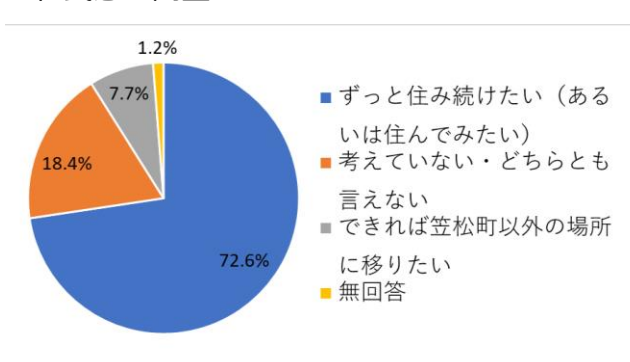


#### ●中学生意識調査

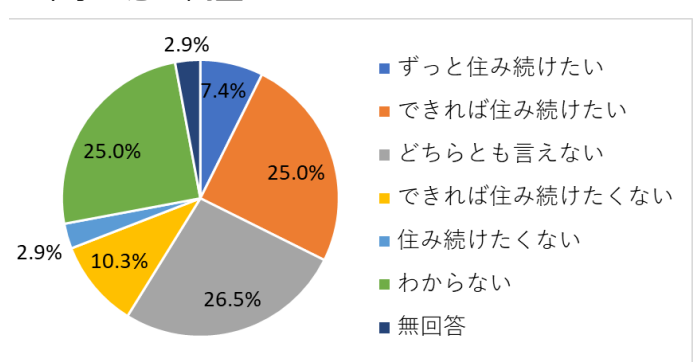


■あなたは今後も笠松町に住みたいと思いますか、についてお聞きしました。

#### ●住民意識調査



#### ●中学生意識調査



それぞれの理由上位 5 件は以下のとおりです。（複数回答あり）

◎ずっと住みたい（あるいは住んでみたい）  
回答数 740 件 ※複数回答あり

|                     |       |
|---------------------|-------|
| ①生活環境が良いため（騒音などが無い） | 13.2% |
| ②通勤に便利のため           | 12.7% |
| ③日常の買い物に便利のため       | 11.2% |
| ④親・親戚・知人関係のため       | 10.3% |
| ⑤治安が良いため            | 10.1% |

◎できれば笠松町以外の場所に移りたい  
回答数 96 件

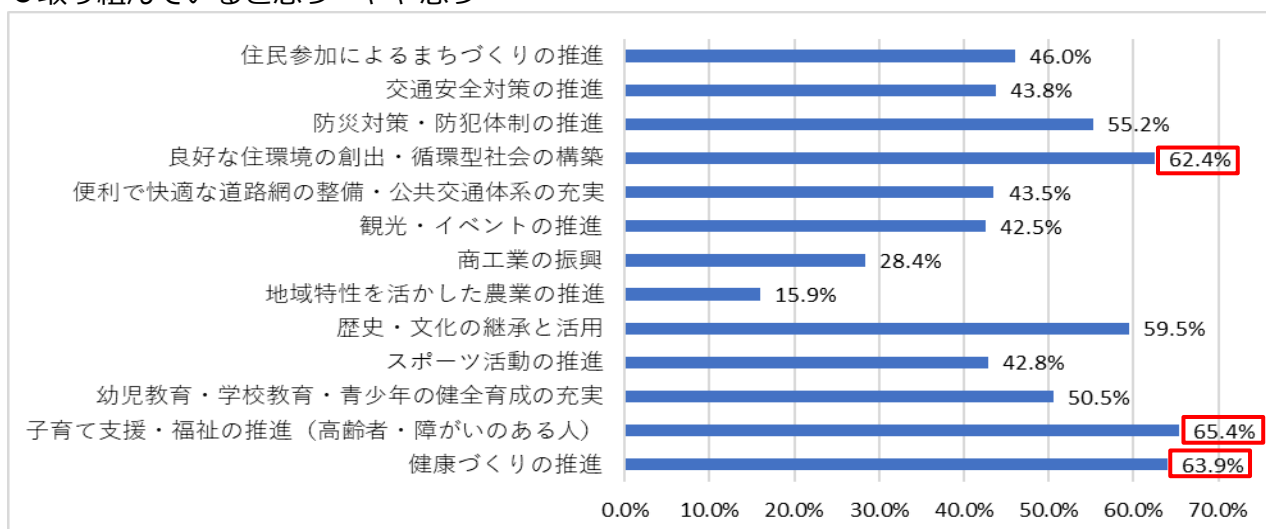
|                              |       |
|------------------------------|-------|
| ①日常の買い物に不便なため                | 10.4% |
| ②子育ての公的な支援制度が充実していないため       | 9.4%  |
| ②レジャー・娯楽施設などの楽しむ場所が充実していないため | 9.4%  |
| ④老後の医療・福祉などの費用負担が多いため        | 7.3%  |
| ④生活環境が良くないため（騒音など）           | 7.3%  |

## （２）施策の現況と重要度について

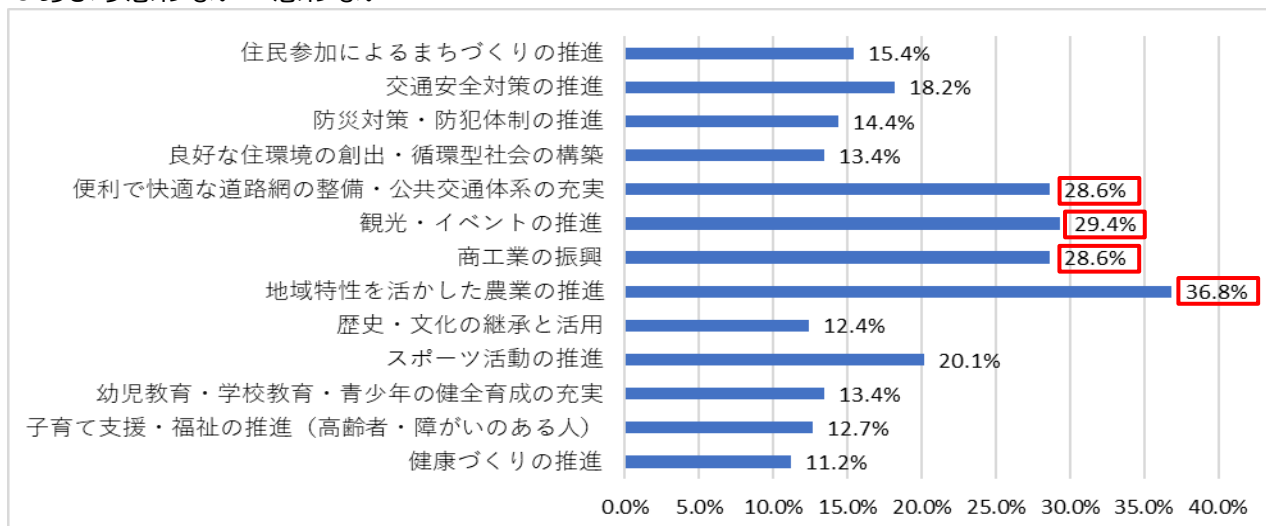
町の行政施策を 13 に分け、それぞれの取り組みにかかる「現況」と「今後の重要度」についてお聞きしました。

### ■現況

#### ●取り組んでいると思う・やや思う

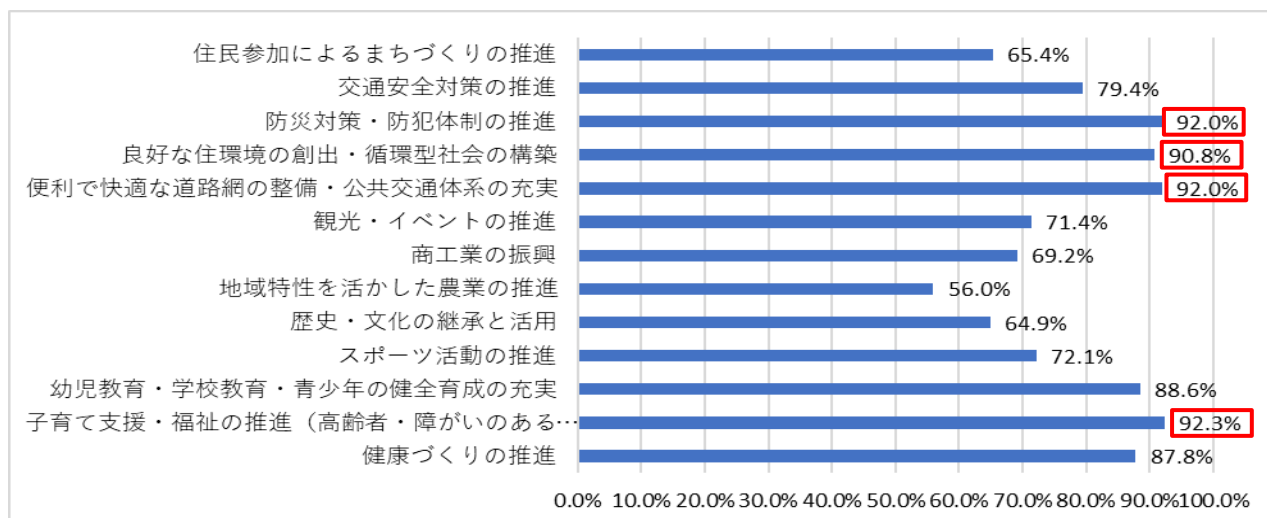


#### ●あまり思わない・思わない

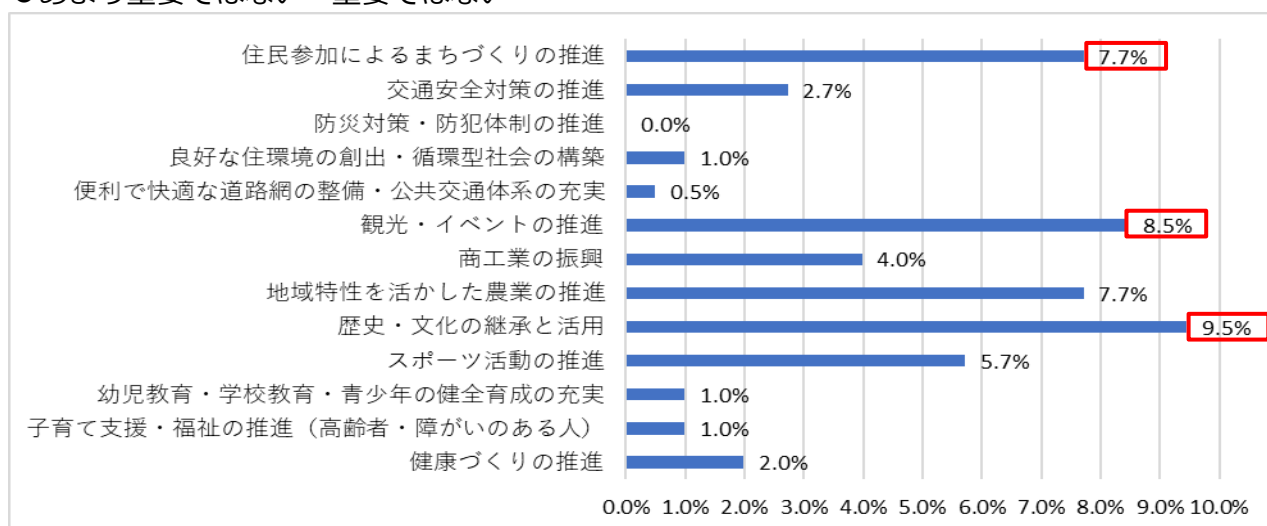


## ■今後の重要性

### ●重要である・やや重要である



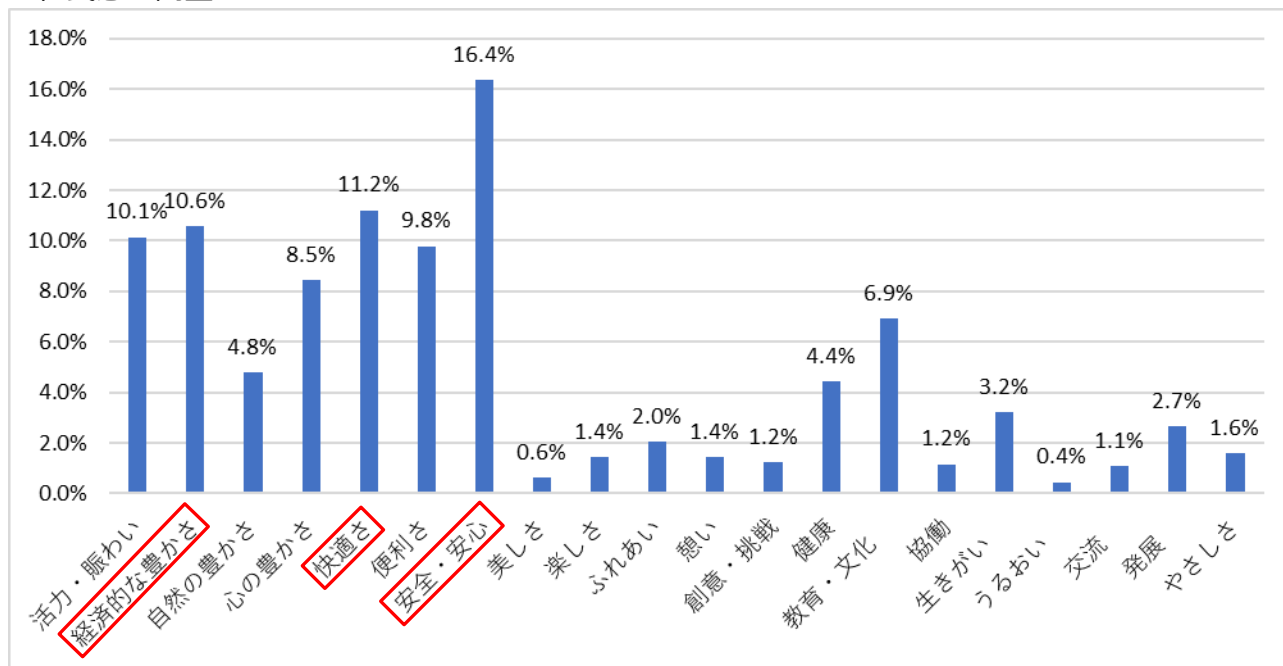
### ●あまり重要ではない・重要ではない



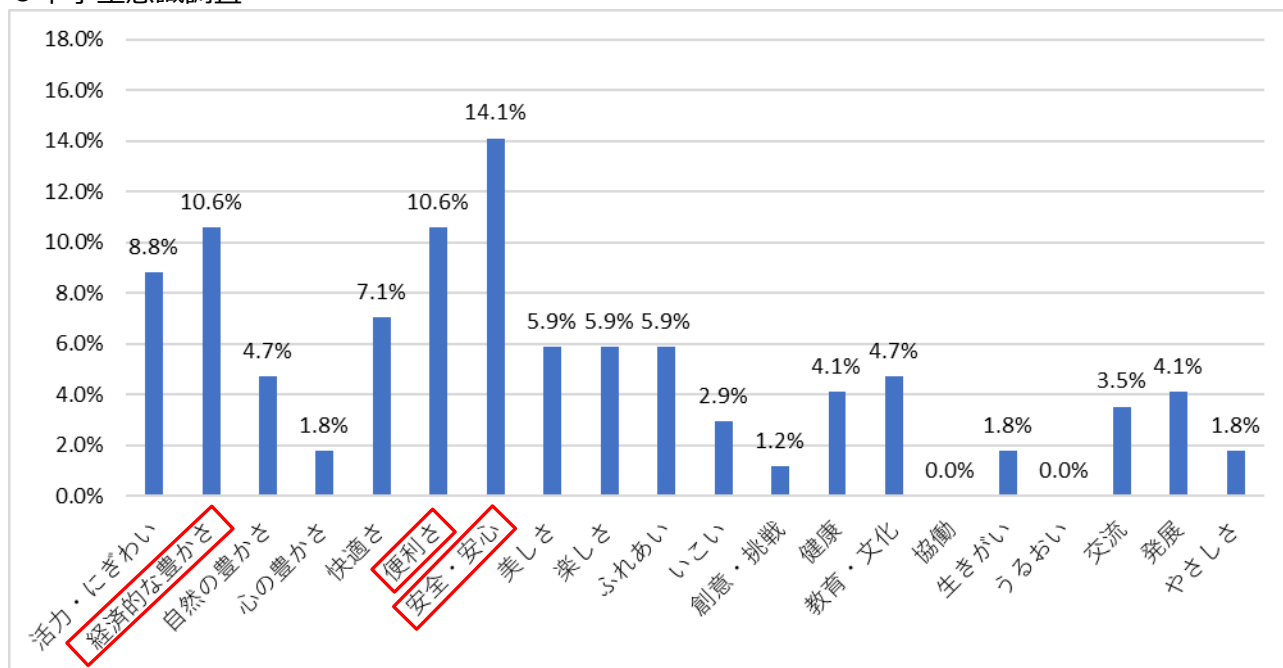
### (3) 将来像のキーワードについて

今後、笠松町が目指していくべき将来像を表すキーワードについてお聞きしました。

#### ●住民意識調査



#### ●中学生意識調査



## 8 当町のまちづくりの課題

---

### (1) 医療・福祉・子育て分野

・当町の医療体制は、民間総合病院をはじめ身近な場所で質の高い医療を受けられる環境にあります。当町においても高齢化の進行は避けられず、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するためには、医療・介護・福祉が一体的に提供できる体制の充実や、要介護状態となることを未然に防ぐ介護予防事業の強化など、健康寿命の延伸の取り組みが求められています。

・核家族化の進展や共働き世帯の増加にともない保育ニーズが高まり、低年齢児の保育の受け皿の確保や、病児・病後児保育の充実、地域子育て支援拠点の充実が求められています。子育て世代のニーズを捉えながら施策を展開し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制の拡充を推進する必要があります。

### (2) 教育・文化・スポーツ分野

・住民意識調査においても教育への関心度は高く、一人ひとりの個性を大切にした教育の取り組みや、学校と家庭、地域の連携を強化した学校教育の充実が求められています。また、支援を必要とする子どもの教育支援など、すべての子どもが質の高い教育を受けられる環境づくりが必要です。

・住民同士の交流が図られ、豊かな暮らしを送るためには、生涯学習やスポーツ振興、文化芸術活動の活性化が重要です。多くの人が興味・関心をもち、日常的に生涯学習やスポーツ振興、文化芸術活動に触れられるまちづくりが求められます。

### (3) 農業・商工業・イベント・まちづくり分野

・少子高齢化の進行により、当町においても農業の担い手不足が課題となっています。また、若者の就職の際には、雇用の場を求めて町外へ流出していくことが多く、若者が地域で活躍できる商工業の活性化が必要です。

・町内会などの住民組織の担い手が不足し、地域の祭り・イベントなどの伝統行事の継続が困難な状況になるおそれがあります。新たなイベントの創出や当町の魅力を積極的に発信することで、町のブランド化を図り、多くの誘客につなげていくとともに、地域コミュニティ活動の活性化を推進していく必要があります。

### (4) 都市基盤・循環型社会・環境分野

・暮らしに必要な上下水道や道路、交通網などのインフラ整備については、安全・安心な暮らしができるよう整備を進めてきましたが、インフラの老朽化対策やさらなる利便性の向上を望む声が多く、さらには、近年の大規模災害を踏まえた災害に強いインフラ整備が求められています。

・身近な自然環境の保全や地球温暖化など地球規模の様々な環境問題を解決するため、環境と共生した循環型社会の形成をはじめ、環境負荷の少ない低炭素社会に転換していく取り組みが求められています。

・核家族化、高齢化社会の進展により、空き家、空き地は増加傾向にあり、特に所有者が不明となった家屋、草木などの管理が行き届かない空き家、空き地の増加が懸念され、快適な住環境の維持が脅かされるおそれがあります。空き家・空き地の適正な維持管理を促進するとともに、その利活用策など総合的な取り組みが求められています。

## （５）住民生活分野

・全国的に頻発する大規模災害により、住民の防災意識が高まり、身近な地域での消防団活動や自主防災組織と連携した取り組みの重要性が高まっています。また、当町の犯罪件数や交通事故件数はほぼ横ばいで推移しており、地域の安全、安心の確保のため、子どもの登下校時の見守り活動などの地域の防犯活動の広がりが求められています。しかし、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の影響により、地域コミュニティ機能が低下し、共助による防災・防犯力が低下するおそれがあり、防災・防犯意識の啓発による「自助」の強化や、自主防災組織や地域防犯活動団体の支援充実による「共助」の強化に努め、「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた地域防災・防犯力の拡充に取り組む必要があります。

・当町は、近年、県の「高齢者交通事故防止対策重点地域」に指定されるなど、高齢者が交通事故の被害者だけでなく加害者になるケースが増えています。高齢者の交通事故防止策に行政と住民が一体となって取り組む必要があります。

## （６）町政運営分野

・町政運営にあたっては、その透明性の向上に努め、適正な人員配置、施設運営によって健全化を図っています。当町の予算総額に占める経常経費の割合は依然として高く、今後も厳しい状況が続くことが予想され、新たな財源確保や税収などの自主財源を効率的に活用した町政運営が必要となります。

・公共施設については、適切な維持管理に努め、計画的な改修、修繕を進めてきましたが、施設の老朽化による建て替えや、人口減少を見据えた施設の統廃合の検討が必要となっています。最小の経費で最大の行政効果を導き出す財政運営が求められます。

・情報通信技術の急速な進歩により、スマートフォン、タブレットなどの情報端末を活用した高度情報ネットワークが進展し、国において、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく Society5.0 の実現に向けた取り組みが進められています。住民の利便性向上や持続可能な住民サービスを提供するため、人工知能など先端技術を駆使して事務の自動化を進めるスマート自治体への転換など、新たな行政運営の取り組みが求められています。

## **2 基本構想**

## 1 まちづくりの理念と将来像

これまで、新たな社会環境の変化や地域課題に対応した、将来に向けて持続可能なまちをめざしてきました。総合計画の計画期間は10年間ですが、まちづくりの理念や将来像は、さらに長い周期で考えられるべきものであり、方向性が大きく変わるものではありません。そのため、これまでの施策方針を継承しつつ、SDGsを念頭に置き、より一層魅力のあるまちづくりを強力に進めることとします。

なお、本計画では、以下に示す「目指すべき将来の方向性」に向け、まちづくりの課題に対して、住民と行政がそれぞれの役割を担い、互いに尊重・理解し、高め合い、補い合うことで、人や地域、自然・歴史・文化などの様々な“魅力”が一層の輝きを放つことができるよう、まちづくりの理念を「まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり」とします。

また、その理念のもと、新たなにぎわいを生み出すことで町全体が心も生活も『豊か』になり、すべてのひとが幸せで癒しを感じられるような『やすらぎ』のあるまちを目指すこととし、将来像を「清流木曽川に抱かれた 『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」とします。

### 第6次総合計画の理念

まちの魅力を活かした にぎわいと癒しのまちづくり

#### ＜目指すべき将来の方向性＞

- ベッドタウンとしての住みやすさの向上と働く場の創出
- 交通の利を活かした交流とにぎわいの創出
- 出産や子育ての希望をかなえられる環境の確立
- 笠松町に生まれ育つことに誇りが持てる意識の醸成
- すべての世代が明るく幸せに暮らせる安心・安全な生活環境の整備
- 医療・福祉の充実により生涯にわたって健康にすごせる環境の確保

### 第6次総合計画の将来像

清流木曽川に抱かれた

『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市

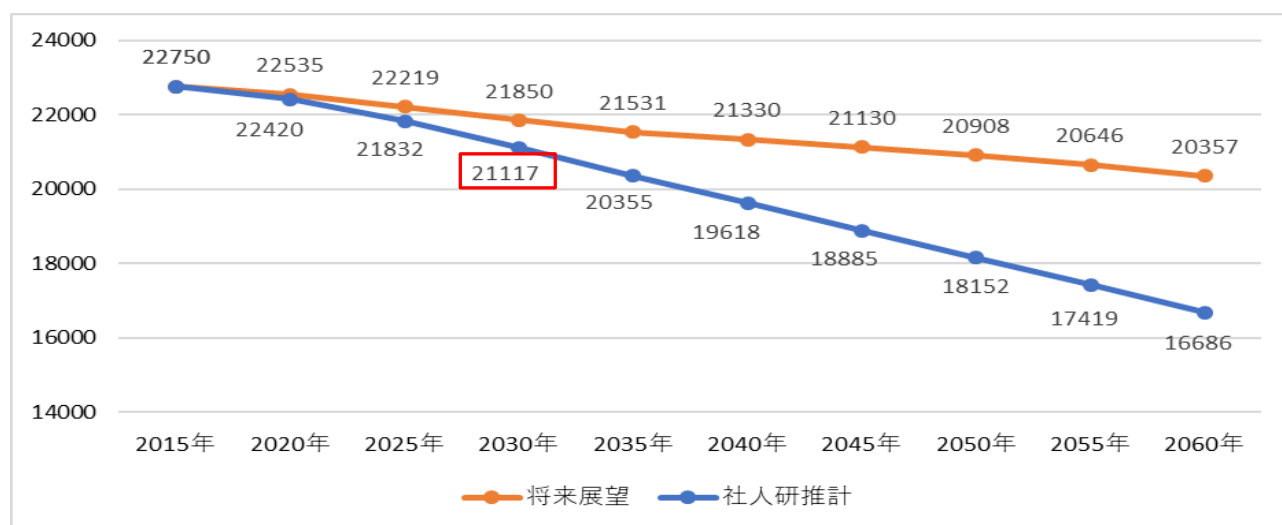
## 2 将来人口

### (1) 総人口の設定

全国的に本格的な人口減少社会を迎えているなか、人口の減少が予測されており、目標年次（令和12年度）における推計人口は、社人研推計では21,117人ですが、町の魅力を高める施策の実施により転出者の数を抑制するなど、人口の減少をゆるやかにすることで、目標年次（令和12年度）における将来人口を22,000人とします。

参考：笠松町まち・ひと・しごと総合戦略の将来展望21,850人

### 令和12年度の将来人口 22,000人



資料：笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年～2020年)

### (2) 年齢階層別人口の設定

社会的要因などを背景に、全ての年齢層において人口は減少していくことが予測されます。

また、全人口における各年齢層の割合は、社人研の推計では以下のとおり、年少人口及び生産年齢人口が大きく減少する見込みですが、当町では2015年度（平成27年度）の割合を維持していくことを目標とし、目標年次の年齢3区分別の人口を次のとおりとします。

|                 | 2015年度<br>(平成27年度)<br>平成27年国勢調査 | 2030年度<br>(令和12年度)<br>将来人口 | ※参考 社人研推計<br>2030年度<br>(令和12年度) |
|-----------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 総人口             | 22,750人                         | 22,000人                    | 21,117人                         |
| 年少人口 (0～14歳)    | 3,118人                          | 3,007人                     | 2,453人                          |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 13,423人                         | 13,024人                    | 12,600人                         |
| 老年人口 (65歳以上)    | 6,157人                          | 5,969人                     | 6,064人                          |

(年齢不詳人口を含んでいるため、平成27年度の合計は内訳の合計と一致しません。)

### 3 土地利用構想

#### (1) 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、自然環境や歴史文化をはじめ、生活、産業、観光、住民の個性など、町の魅力を最大限に発揮し、快適に生活できる利便性を備えた空間を目指すために、次の視点を重視し、地域の活力と住民生活の向上に努めていきます。

- ・自然環境や歴史文化などの地域資源を活かします。
- ・災害などに対する安全性を確保し、安心していきいきと暮らすことができる土地利用を図ります。
- ・周辺市町、町内外との盛んな交流を創出し、活気のあるまちづくりを推進します。
- ・未活用地や河川空間を有効活用し、効率的で効果的な魅力のある地域を形成します。

#### (2) 利用区分別土地利用の考え方

基本方針で示したそれぞれの方向性を踏まえた上で、利用区分別の土地利用について次のとおり推進します。

|        |                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住居系    | 定住者を維持・増加させていくため、公共交通や道路、下水道などの生活基盤の充実を進めます。また、公園や緑地などの整備を通じて、緑豊かで居心地の良い生活空間の形成を推進します。           |
| 商業系    | 自然環境や歴史文化などの地域資源を活かし、町内外の人々が、気軽に集える場の創出を図ります。また、日常の買い物需要に対応した商業機能の充実により、利便性の高い、快適な生活環境の向上を推進します。 |
| 産業・流通系 | 既存産業の発展を図りながら、周辺環境と調和した土地利用を推進します。また、幹線道路など、広域的な交通条件の良さを活かした土地利用を推進します。                          |
| 農業系    | 遊水機能や緑地機能など、農地の持つ多面的な機能を活かすとともに、優良農地としての機能保全を推進します。                                              |
| 水辺系    | 河川空間を活かした憩いの場の創設を推進し、町内外から様々な人が集まる自然と調和した土地利用を推進します。                                             |

## 4 基本方向

「清流木曽川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を踏まえ、「序論 8 当町のまちづくりの課題」に示した課題の解決と、将来像の実現に向けた取り組みを進めるため、以下に、6つの基本方向を定め、各施策を展開します。また、各施策の展開にあたっては、SDGs の理念に基づき「誰一人取り残さない」社会の実現を目指していきます。

### 基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

誰もが心豊かな生活を送ることができるよう、地域福祉を進めるとともに、健康づくりを支援し、医療体制の整備に努めます。また、高齢者や障がいのある人に対する支援の充実や、安心して子育てができる環境の整備、人権意識の醸成などにより、めくもりと笑顔あふれる思いやりのまちをつくります。

#### ●施策の方針

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 高齢者福祉の推進
- (4) 障がいのある人の福祉の推進
- (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進
- (6) 人権尊重社会の実現

医療・福祉  
子育て

### 基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち

今後、地域が持続的に発展し活力を維持していくためには、人材の育成が重要です。将来を担う子どもの心身の健全な育成を促す環境を整備するとともに、誰もがいつでもどこでも学び、活動することができる場の充実を図ります。

また、先人から受け継いだまちの歴史や魅力ある文化の継承とその活用に努め、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできるまちをつくります。

#### ●施策の方針

- (1) 学校教育の充実
- (2) 青少年の健全育成・若者支援の推進
- (3) 生涯学習の充実
- (4) スポーツ活動の推進
- (5) 歴史・文化の継承と活用

教育・文化  
スポーツ

### 基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち

今後予想される人口減少の影響により消費が縮小することによる、地域経済への影響が懸念されます。地域資源を活かした農業・商工業を進め、地域経済活動の活性化を図ります。

一方、木曽川という雄大な自然や四季折々の豊かな風景、先人から受け継いできた伝統文化など、多くの特徴ある資源を有していることから、それらを活かした観光やイベントの拡充を進めます。

また、意欲のある豊かな経験を持った多様な方々（高齢者・子ども・女性・外国人など）に活躍していただくため、豊富な人材をバックアップするとともに、リバーサイドタウンかさまつ計画の令和時代に即した事業展開を図り、新たな“にぎわい”を創造し、人と自然が調和した、皆が幸せを感じることができる活力あるまちをつくります。

#### ●施策の方針

- (1) 農業の振興
- (2) 商工業の振興
- (3) 観光・イベントの推進
- (4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進

農業・商工業  
イベント  
まちづくり

### 基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち

ユニバーサルデザインの推進を基本に、自然環境と調和した快適な住環境の整備、安全な道路をはじめとした交通環境の向上、河川や上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちをつくります。

また、静かで清潔な住空間の整備を進め、新たなリサイクル社会・循環型社会の構築を進めます。

#### ●施策の方針

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 便利で快適な道路網の整備
- (3) 公共交通体系の充実
- (4) 良好な住環境の創出
- (5) 清潔で快適な環境の整備
- (6) 循環型社会の構築

都市基盤  
循環型社会  
環境

## 基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち

住民の生命と財産を守るため、災害に備えた体制の強化を図るとともに、これまで経験したことのない規模での自然災害の発生などにも備えることにより、住民誰もが日常生活における不安を感じることなく過ごすことができるよう、災害に強いまちを構築します。

また、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくります。

人との関わりが減少している時代のなか、住民が安全で安心して暮らすためには、地域社会の思いやりや助け合いが不可欠であり、これまで進めてきた道德の心を育む活動の推進が大変重要です。

### ●施策の方針

- (1) 防災対策の推進
- (2) 消防・救急対策の推進
- (3) 防犯体制の強化
- (4) 交通安全対策の推進

住民生活

## 基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち

これからの行政は経営者の視点に立ち、事業運営を行政主導ではなく、内容によっては民間主導に移行することにより、効率的で健全な財政運営を推進します。

また、住民参加のまちづくりを推進することにより、住民満足度を的確に把握し、住民の価値観の多様化に適切に対応し、信頼される行政経営のまちをつくります。

### ●施策の方針

- (1) 住民参加によるまちづくりの推進
- (2) 気配り行政の推進
- (3) 効果的な行政運営の推進
- (4) 健全な財政運営の推進と広域行政への対応

町政運営



### 3 基本計画



※SDG s とは、Sustainable Development Goals の略、2015 年の国連サミットで採択された、2030 年を期限とする先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者など）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

## 基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。



### (1) 地域福祉の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動をおこなっている人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。さらに、地域で互いに支え合う社会を形成するには、住民一人ひとりの意識の醸成が重要であり、福祉活動やボランティア活動に参加できる機会の創出や意識の醸成を図る必要があります。

・最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動を通じ、社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関と連携・協働のもと、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助につなげています。さらに、今後、人と人との交流、世代間の交流を活性化していくとともに、地域資源を最大限に活かし、だれもが共に見守り支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向けた地域づくりが必要です。

・近年全国各地で発生している大規模災害を受け、災害時における地域福祉および地域コミュニティの重要性が改めて見直され、現在取り組んでいる災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿による情報共有や、自主防災会長、民生委員・児童委員が中心となった要援護者の支援体制の整備など、さらなる拡充が求められています。

・ワンオペ育児（子育てと家事を1人でこなす状態）、ダブルケア（子育てと介護が同時期に発生する状態）、障がいのある人の親の高齢化、8050問題（ひきこもりの長期化による親子の高齢化）など、世帯全体の「複合・複雑化した課題」や既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。今後は、移動手段や買い物、権利擁護など生活上必要な支援体制の構築を図り、社会参加の可能性の創出や生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する必要があります。また、今後多様化する住民ニーズに対応するため、サービス提供事業者などと連携し、安心して利用できる福祉サービスを確保する必要があります。



## 主な取り組み

### ①地域福祉活動の担い手の育成

- ・地域福祉に関する意識啓発
- ・地域福祉に関する学習機会の提供
- ・ボランティア活動の促進、人材育成の推進
- ・地域福祉活動団体との連携、活動支援

### ②見守りと支え合いの地域づくり

- ・小地域におけるネットワークの構築
- ・地域における見守り、交流活動の促進
- ・地域資源の活用促進
- ・災害時における要援護者支援体制の整備
- ・社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

### ③自立を支援する環境の整備

- ・福祉サービスに関する情報の提供
- ・権利擁護の推進と虐待防止
- ・生活支援体制の充実
- ・包括的相談支援体制の強化
- ・就労支援体制の充実

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI)         | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|-----------------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| ボランティア研修会参加人数                     | 69 人※          | 90 人             | 100 人             |
| 災害ボランティアコーディネーター養成講座<br>修了者数 (累計) | 48 人           | 70 人             | 90 人              |

※平成 30 年度数値



## (2) 健康づくりの推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業、一般介護予防事業などにより、子ども、成人、高齢者とすべての世代を対象に、各種健（検）診や健康相談・健康教育を実施し、疾病の早期発見や早期治療、疾病の予防など健康の保持・増進に努めています。今後、生活習慣病予防に加え、心の問題への取り組みの充実が必要となるほか、自発的な健康づくりに向けた継続的な支援が必要であり、そのため、医師会や歯科医師会、病院とのさらなる連携を推進します。

・健康相談については、メタボリックシンドローム予防教室時に高血圧相談を、はつらつ健診時に歯周疾患相談を、はつらつ健診事後指導の際に病態別の相談をおこなっています。また、健康教育については、メタボリックシンドローム予防教室の実施や、歯周疾患についてがん検診時に集団健康教育を実施するなど取り組んでいます。今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による食生活、運動習慣、ストレスなどに起因する生活習慣病※1（特に、糖尿病、腎臓病）予防や重症化予防の取り組みを充実するとともに、住民自らが生活習慣病予防へ取り組み、行動変容するよう支援の充実が必要です。

・平成20年度から、笠松町国民健康保険加入者を対象に実施している特定保健指導の受診率は、30%台と低水準で推移しており、実施計画目標に達していない状況です。今後は、さらなる受診率向上を目指し、広報啓発に努めるなど、受診率向上につながる取り組みが必要です。

・学校給食のレシピを町公式ホームページに掲載することで、保護者に対して成長期に必要な栄養のある食事を啓発し、家庭における食事の参考にするなど、食育を推進します。

※1 生活習慣病：食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患の総称。



## 主な取り組み

### ①健康づくりに取り組む環境づくり

- ・健康相談、健康教育の充実
- ・特定健診の推奨
- ・各年齢に応じた健（検）診の実施
- ・健診結果に基づいた事後指導体制の拡充
- ・感染症予防対策の推進

### ②生涯を通じた健康づくり

- ・健康づくりに関する活動団体の育成、支援
- ・健康づくりの場や機会の環境整備の充実
- ・心の健康づくりの推進
- ・食育※2の推進
- ・かかりつけ医づくりの促進

※2 食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。「食育基本法」では、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけられている。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 健康相談の回数・参加者数              | 68回 / 391人     | 80回 / 850人     | 80回 / 850人      |
| 健康教育の回数・参加者数              | 39回 / 2,426人   | 42回 / 3,400人   | 42回 / 3,400人    |
| 特定健診受診率                   | 38.1 %         | 60.0 %         | 60.0 %          |
| 各がん検診受診率                  | 34.0 %         | 50.0 %         | 50.0 %          |



### (3) 高齢者福祉の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・高齢者が生きがいを持って笑顔で暮らしていくことができる社会を推進するため、高齢者向けの講座を通じて学習意識の醸成を図るほか、いきいきクラブ連合会の活動支援や、シルバー人材センターの運営の支援をおこなっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

・高齢者の生活を支える支援体制として地域包括支援センター※1を中心とした地域包括ケア体制を整備し、介護保険その他の保健福祉サービスに関する相談、権利擁護に関する相談、高齢者虐待に関する相談などをおこなっています。また、地域包括ケアシステムの構築推進のため、新たな包括的支援事業として、認知症対策、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の開催、生活支援体制の整備を進めています。今後も、家族構造の変化から、独居や高齢者単独世帯、また、日中独居世帯の増加が見込まれることから、すべての高齢者が地域で自立した生活を送れるよう日常生活の支援サービスの充実に努める必要があります。

・介護予防事業においては、貯筋くらぶ、ふれあいひろば、いきいきクラブの出前講座などの介護予防普及啓発事業と、食生活改善連絡協議会の支援などの地域介護予防活動支援事業を実施しています。要介護認定者の割合は、現状では16.8%となっており、介護予防事業をより一層推進し、要介護状態の抑制を図る必要があります。

※1 地域包括支援センター：地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。



## 主な取り組み

### ①時代に合った高齢者の地域での活動や生きがいの推進

- ・地域活動やボランティア活動への支援
- ・高齢者の多様な交流の場の支援
- ・高齢者の就労、就業の支援
- ・生涯学習の取り組みの推進

### ②高齢者の生活を支える支援体制の整備

- ・地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備
- ・サービス事業者との連携強化
- ・高齢者福祉サービスの提供
- ・高齢者に関する相談や情報提供

### ③介護保険の適正な運営

- ・介護保険やサービスに関する情報提供
- ・介護予防事業の推進
- ・介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備
- ・質の高いサービス提供に向けた支援

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 要介護認定者の割合                 | 16.8 %         | 19.8 %           | 21.9 %            |
| 認知症サポーター※ 2 養成講座受講者数 (累計) | 1,622 人        | 2,045 人          | 2,295 人           |
| ふれあいサロン設置数                | 13 か所          | 18 か所            | 18 か所             |
| ふれあい喫茶設置数                 | 3 か所           | 3 か所             | 3 か所              |

※ 2 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解した上で、認知症の人や家族をあたたかく見守る応援者として日常生活のなかで支援をする人のこと。



## (4) 障がいのある人の福祉の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・人権教育や人権啓発の推進をしていくとともに、ノーマライゼーション※1の理念、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にある不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮に基づき、障がいのある人たちと共に生きていくための知識や理解が進むよう学ぶ機会が必要です。また、障がいのある児童に対するサービス支援体制の強化を図り、早期発見からリハビリテーションなどの支援につなげるなど、一貫した療育の充実が必要です。

・障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう、雇用の促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けた職業訓練体制の充実を図るとともに、地域の各種活動参加に向けた取り組みを進めています。国や県と連携し、障がいのある人の支援体制強化を図り、一般就労に繋がる取り組みが求められています。今後、基幹相談支援センター・相談支援事業所などとの連携の強化や、地域生活支援拠点の整備を進め、障がいのある人だけでなく、その家族も安心して生活ができる体制を構築していきます。

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって差別をされることなく、主体的に、当たり前、生活や権利が保障された環境を整えていくという考え方

## 主な取り組み

### ①障がいの有無に関わりなく安心して暮らせる環境づくり

- ・障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- ・障がいの早期発見、早期療育の推進

### ②障がいのある人の生活を支援するサービスの充実

- ・障がいのある人に対する相談、支援体制の整備
- ・障がいの特性に応じたサービス利用への支援
- ・自立した生活に向けた生活支援サービスの提供

### ③障がいのある人の社会参加の促進

- ・障がいのある人の雇用の促進
- ・文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進
- ・障がい者団体への活動支援

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 相談件数                      | 71 件           | 90 件             | 115 件             |
| 障がい福祉サービス（在宅・施設）利用者数      | 239 人          | 300 人            | 350 人             |



## (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成31年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援をおこなっています。また、特定不妊治療費などの助成、一般不妊治療費の助成や母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレパマクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。

・児童生活習慣病予防対策として、学校保健との連携を図り採血検査を実施し、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、乳幼児医療費助成を実施し、0歳から中学3年生までの乳幼児・児童・生徒がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています。

・育児相談・マタニティ相談を3会場で毎月実施、電話相談を随時実施しています。また、保育所の環境整備の支援をおこなっているほか、通常の保育に加え、延長保育・一時保育・療育支援・広域入所などを実施しています。現在、待機児童はいませんが、3歳未満児の入所希望が増えており、共働き世帯の増加とあわせて入所希望者の増加が見込まれ、保育士確保など体制整備に努める必要があります。

・放課後児童クラブは、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学校1年生から3年生までの児童（学校休業日にあつては、小学校1年生から6年生までの児童）に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を通じ児童の健全育成を図っています。特に、長期休業中は、通常の利用者に加え長期休業のみの利用者も入所するため、指導員の確保など体制強化に努める必要があります。

・平成29年度から「こども館」を「地域子育て支援拠点」として位置づけ、子育て支援サービスを実施しています。今後、新こども館の建設を進めると共に、子どもの権利を保障し、子どもの支援を促進することを目的とする「子どもの権利条例」の制定に向けて検討します。また、平成24年4月から羽島市・岐南町と、広域でファミリー・サポート・センター事業を開始しており、引き続き、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、会員相互の援助活動の利用促進と情報提供を図っていきます。さらに、乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行う病児・病後児保育の体制強化に努め、子育て支援サービスを充実します。

・障がいのある子どもに対するサービス支援体制・相談支援機能の整備を図るとともに、障がいの早期発見・リハビリテーションなど療育の充実が求められており、障がいのある子どもやその家族が地域で安定した生活を送ることができるサポート体制を整えるなど社会資源の充実が必要です。また、令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を開設し、原則18歳までのすべての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援しています。年々増加する虐待などの事例に対処するため、保育所（園）・幼稚園・学校・主任児童委員や民生児童委員などの関係機関との連携を図り、児童虐待の防止および早期発見、早期対応を図る必要があります。

## 主な取り組み

### ①子どもや母親の健康の確保・増進

- ・母子保健事業の推進
- ・生活習慣病予防、事後指導の推進
- ・医療費助成の継続的な実施

### ②保育・子育て支援サービスの充実

- ・子育てに関する相談、支援の充実
- ・子育て世代包括支援の実施
- ・各種保育サービスの充実
- ・病児、病後児保育の充実

### ③幼児教育の充実

- ・幼稚園との連携の強化
- ・認定こども園※1の普及に向けた研究と検討
- ・幼児期を支える家庭教育への支援

### ④地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点（こども館）の機能充実
- ・子どもや保護者の交流の場づくり
- ・地域における子育て支援機能の強化

### ⑤支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・児童虐待の防止と早期発見、早期対応
- ・障がいのある子どもへの相談、支援の充実

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 新生児聴覚検査費用助成件数             | 139 件          | 140 件          | 140 件           |
| 児童生活習慣病血液検査受診率            | 88.1 %         | 100 %          | 100 %           |
| 子育て支援講座参加者数               | 1,035 人        | 1,200 人        | 1,400 人         |
| ファミリー・サポート・センター会員数        | 95 人           | 105 人          | 120 人           |
| 地域子育て支援拠点（こども館）利用者数       | 9,186 人        | 10,500 人       | 11,000 人        |



## (6) 人権尊重社会の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成19年12月に「道德のまちづくり条例」を制定し、住民一人ひとりが道德への認識を高め、人と人とのつながりをつくり、自ら社会づくりに参加し、お互いを尊重する道德的風土づくりの取り組みを進めてきました。今後もその取り組みにあたっては、住民の主体性の尊重、町内会、ボランティア団体など各組織との連携を図り、町内の新たな動きと呼応した取り組みに配慮しながら、「道德のまち笠松委員会」で提起された「笠松のこころ」を育むため、「道德のまち笠松推進会議」を中心とした活動を支援し、意識啓発に取り組んでいきます。

・以前に比べ性別による固定的な役割分担意識は減少し、男女共同参画社会に関する関心度・認知度も高まりつつありますが、社会通念における考え方の理解がどこまで進んでいるかが課題となっています。また、女性登用率や男性の育児休業取得などは、職場や家庭などの比較的規模の小さい組織においては成果が現れたとはいえないのが現状です。「第3次男女共同参画プラン（令和元～5年度）」に基づき、推進体制の充実強化を図るとともに、性的少数者（LGBT※1など）への正しい理解を深めるための啓発により、女性、多様性を持った人材が活躍できるよう、男女共同参画の取り組みを一層推進する必要があります。また、平成28年4月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「特定事業主行動計画（令和3～7年度）」により、男女が共に活躍する社会の醸成に向けた積極的な取り組みが必要です。

・人権尊重に対する住民の理解を深め、人権が尊重される社会を実現するため、様々な機会を通じて、人権教育・人権啓発活動を進めています。また、女性に対する様々な暴力をなくすため、「DV※2防止対策基本計画（令和元～5年度）」に基づき、DV防止の啓発、相談事業などの取り組みを推進するほか、研修会や地域活動の展開により、人権に係る諸問題への正しい認識と理解を深めることが必要です。

※1 LGBT: lesbian（レズビアン、女性同愛性者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

※2 DV（ドメスティック・バイオレンス）：夫婦や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

## 主な取り組み

### ①積極的な人権教育や啓発の推進

- ・ 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発
- ・ 人権意識を高める学習機会の提供
- ・ 人権教育指導者や町職員の意識の向上

### ②多様性に配慮した環境づくりの推進

- ・ LGBT に配慮した環境づくりの推進
- ・ 男女共同参画に関する意識啓発
- ・ 政策、方針決定の場への女性の積極登用
- ・ 事業所などにおける仕事と家庭生活の調和の推進

### ③人権が尊重される環境の充実

- ・ DV や虐待などのあらゆる暴力の根絶
- ・ 人権に関する各種相談体制の充実

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 各種審議会などにおける女性委員の割合        | 27.3 %         | 30.0 %           | 35.0 %            |
| 人権啓発などの活動件数               | 18 件           | 25 件             | 30 件              |



## (1) 学校教育の充実

### 現状と課題、今後の方向性など

・学校教育は、生涯にわたる学習活動の基盤であり、子どもたちが社会の一員として持続可能な社会を担っていくためには、先哲の考えを手がかりに自ら考え、行動する力の育成やたくましく生きていくための健康や体力を育むことが求められています。そのためには、情報化社会の中で未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成が必要となってきますが、今日の教育現場を取り巻く状況は刻々と変化しており、誰もが安心して楽しく学ぶ学習環境づくりなど解決せねばならない課題も多く、保護者や地域住民の学校教育に対する要望も増加するとともに多様化しています。

・本町では、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むため、地域との協働を推進し、特色ある学校づくりを進めてきました。今後は、さらに地域との協働を推進するなかで、子どもたちが自らキャリア形成を図る力や、持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むため、ICT教育、国際理解教育、キャリア教育※1などを進めていきます。また、新学習指導要領に「持続可能な社会の作り手の育成」が追加されたことを受け、SDGsに関する取り組みを推進します。

・学校施設の耐震化率は、平成25年度に100%になりましたが、各学校ともに施設の老朽化が進み、安心して学べる教育環境の整備が必要となっています。現在の施設の維持・管理を適切におこない長寿命化を図ると同時に、非構造部材の耐震化やバリアフリー化を含めた計画的な改修を進めていきます。

・給食の時間を通じて健康な体をつくることを学び、児童生徒の発達段階に応じて、望ましい食習慣・食生活についての理解と実践力がつくように指導しています。また、給食の献立を、授業内容に関連させたもの、本に出てくるもの、外国のもの、郷土料理など児童生徒が興味関心を高められる工夫をすることで、豊かな心を育みます。

・いじめ・不登校の解消に向けた取り組みについては、各学校において対策をとっていますが、引き続き、各学校と協議・連携し、いじめの解消や不登校の児童生徒に対する学びの保障に向けた取り組みを強化する必要があります。

※1 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

## 主な取り組み

### ①安心して学べる教育環境の整備

- ・学校施設の長寿命化の推進
- ・安心して安全な学校給食の提供の継続
- ・地域との連携、協力による教育環境基盤の充実
- ・児童生徒の安全の確保

### ②子どもの「生きる力」を育む教育の実現

- ・確かな学力の定着
- ・多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進
- ・健康で健やかな体づくりの推進
- ・夢を描くキャリア教育の推進
- ・情報、環境、国際理解教育の推進
- ・給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進

### ③地域ぐるみの教育の推進

- ・コミュニティスクールのさらなる推進
- ・地域の歴史、伝統文化を尊重した教育の推進
- ・各学校の主体的事業に対する支援の充実
- ・学校教育における地域人材の活用

### ④きめ細やかな教育環境の確立

- ・特別支援教育※2に関する環境整備の推進
- ・いじめの解消や不登校の児童及び生徒に対する学びの保障に向けた取り組みの強化
- ・教職員研修への支援

※2 特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 学校給食における県産野菜の使用割合 (%)     | 16.0 %         | 20.0 %         | 20.0 %          |
| 中学校卒業時の英検3級合格者数の割合 (%)    | 22.0 %         | 50.0 %         | 50.0 %          |



## (2) 青少年の健全育成・若者支援の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・インターネットなどの利用に関するトラブルや核家族化の進行、不登校や引きこもり・ニートの増加など青少年を取り巻く環境や抱える問題は一層深刻化しています。今後も、町内の子どもの居場所づくりの推進と体験学習の場の提供、地域の人や異なる年齢の子とのふれあいを目的に設立された「こどもわくわく広場実行委員会」や「子ども会育成協議会」の支援をはじめ、各種社会教育関係団体や地域社会、行政との連携を通じて、青少年健全育成および青少年活動の活性化に取り組み、青少年（中学生など）が参加できる地域活動・ボランティア活動の充実や、活動への参加・参画、あいさつなどのモラル・ルール・マナーを大切にしたい地域ぐるみの道德教育を推進していきます。

・青少年海外派遣事業として、平成27年12月に笠松中学校が姉妹校提携したイナラハン・ミドルスクール（グアム）へ中学生を派遣し、学校間および生徒間の交流を実施しています。今後も両校の交流を一層促進し、異文化体験を通じて国際感覚を養い、国際化に対応した人材の育成を推進していきます。また、地域間交流事業として、笠松中学校生徒を国内に派遣し、学校間および生徒間の交流の推進を図ります。

### 主な取り組み

#### ① 青少年の地域活動への参画支援

- ・ 学校、家庭、地域との連携の強化
- ・ 青少年の健全育成に向けた意識啓発
- ・ 青少年を有害環境から守る活動の促進
- ・ 青少年の非行、被害防止への啓発

#### ② 青少年が活発に活動できる環境の整備

- ・ 青少年団体の活動支援
- ・ 国際交流活動の推進
- ・ 地域間交流活動の推進
- ・ 世代間交流や親子交流の促進
- ・ 青少年の地域活動への参加促進

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| わくわく広場などの参加率              | 14 %           | 17 %           | 20 %            |
| 海外派遣生徒の満足度                | 98 %           | 100 %          | 100 %           |
| 地域間交流派遣生徒の満足度             | 新規事業           | 95 %           | 100 %           |



### (3) 生涯学習の充実

#### 現状と課題、今後の方向性など

・多くの方が生涯学習に取り組めるよう、ITの活用など時代のニーズに合った設備投資や設備更新などの環境整備をおこなっています。今後、施設の老朽化による改修や施設利用の運営方法、講座への参加方法などの検討を進め、学習に取り組みやすい利用環境の整備を進めていきます。

・生涯学習講座は、初心者が基礎を学び、その後の学習のきっかけとして生活に潤いと楽しみを与え、多くの人とふれあう機会を提供することを狙いとして実施しています。学習メニューについては、幅広い分野から選択していただけるよう努めていますが、時代と住民ニーズに合った学習メニューの導入を検討する必要があります。

・学習意欲の高揚を図るため生涯学習講座を提供し、学習活動を継続して希望する方には、サークル化を勧めるなど、主体的な学習活動の支援をおこなっています。

#### 主な取り組み

##### ①生涯学習に取り組める環境づくり

- ・ITを活用した学習情報の提供
- ・生涯学習に取り組みやすい施設、利用環境の整備

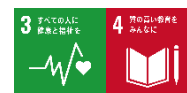
##### ②多様な生涯学習機会の提供

- ・ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供
- ・家庭の教育力向上に向けた親子教室、家庭教育学級への支援
- ・現代的課題に関する学習機会づくり
- ・地域固有の歴史、文化に関する学習機会づくり

##### ③主体的な生涯学習活動の活性化

- ・クラブ、サークル活動への支援
- ・生涯学習に関するリーダーの育成と活用
- ・学習成果を活かす機会や場の提供

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 生涯学習講座受講者数                | 423 人          | 450 人          | 450 人           |
| 公民館利用者数                   | 85,640 人       | 85,500 人       | 85,500 人        |
| 図書室利用者数                   | 7,004 人        | 7,000 人        | 7,000 人         |



## (4) スポーツ活動の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・スポーツ活動を推進するため、広報紙、ホームページなどを利用して、幅広く情報提供に努めていますが、今後、各種団体自らが情報発信できる環境づくりが求められています。また、スポーツ・運動施設の改修・修繕について、安全かつ安心してスポーツを楽しめるよう総合的かつ計画的な施設整備が必要です。

・生涯スポーツ活動を推進するため、指導者の育成や各種スポーツのすそ野を広げていく具体的な方策を検討するとともに、生涯スポーツの振興やレクリエーション機会の拡充に一層取り組む必要があります。

### 主な取り組み

#### ①スポーツに取り組める環境づくり

- ・スポーツ活動に関する情報の提供
- ・スポーツ施設、運動施設の整備
- ・学校体育施設の開放および有効利用
- ・プロスポーツチーム、トップアスリートとの交流の推進

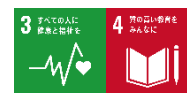
#### ②生涯スポーツの推進

- ・スポーツ活動に関する指導者の育成
- ・各種スポーツ事業の普及、充実
- ・誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

#### ③主体的なスポーツ活動の促進

- ・体育協会やレクリエーション協会との連携による各種団体、クラブの育成
- ・スポーツ少年団への支援、育成
- ・自主運営の促進および活動組織の整備

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 主な体育施設利用者数                | 122,735 人      | 140,735 人      | 155,735 人       |
| 町民大会参加者数                  | 930 人          | 970 人          | 1,020 人         |



## (5) 歴史・文化の継承と活用

### 現状と課題、今後の方向性など

・岐阜県の重要無形民俗文化財に指定された「大名行列お奴保存会」「円城寺芭蕉踊保存会」などの支援などを通じて、歴史・文化の保存と継承を推進しています。町の歴史・文化を多くの人に知っていただくため、より一層保存・継承に努めていくほか、各種イベントを通じて、小中学生の積極的な参加を促し、後継者の育成に取り組むことが必要です。

・町文化協会やNPO法人など民間の団体による文化財・歴史の継承活動が活発におこなわれています。今後も、住民が気軽に歴史・文化に触れられる機会を増やすため、講演会・歴史探訪など住民主体の活動に対して積極的な支援をしていきます。また、笠松力検定や鮎鯨街道などへの参加をはじめとしたふるさと教育を実施していきます。

### 主な取り組み

#### ①歴史・文化の保存と継承

- ・未指定文化財の調査および発掘の促進
- ・町の歴史、文化を伝える資料の収集、保存
- ・伝統芸能の継承
- ・文化財保護活動への支援

#### ②文化芸術に触れる機会の充実

- ・文化財保護意識の高揚
- ・歴史や文化を活かした住民活動の活性化
- ・ふるさと教育のさらなる推進
- ・歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- ・資料保存のシステム化による文化財情報などの提供

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 大名行列お奴子供の参加人数             | 40 人           | 42 人           | 44 人            |
| 笠松力検定（ビギナー検定）合格率          | 58.6%          | 70%            | 90%             |



## (1) 農業の振興

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 農業者の高齢化が拡大するとともに後継者が不足している状況であることから、認定農業者などの担い手をいかに増やしていくかが今後の課題の1つとなっています。また、令和元年度から「農地中間管理事業法」の改正により農地集積円滑化団体が農地中間管理機構に一本化され、適用区域が農業振興地域から市街化調整区域まで拡大されることになったため、該当地域の農業者と今後のあり方について検討の必要があります。
- ・ 経営耕地面積が小規模な稲作を中心とした兼業農家が多く、高齢化による農業者の減少により、担い手や地域で支える持続可能な営農形態の構築が求められています。
- ・ 農業の基盤となる土地改良施設の老朽化が進んでおり、農業水利施設などの整備・改修の必要があります。

## 主な取り組み

### ① 都市農業の推進

- ・ 農業体験などを通じた農地の有効利用の推進
- ・ 農産物の地元消費の促進

### ② 農業経営基盤の強化

- ・ 特産品開発によるブランドづくりの推進
- ・ 地産地消※1の推進
- ・ 需給動向を見据えた稲作農業の推進

### ③ 農業生産基盤の整備

- ・ 遊休農地の利用促進および耕作放棄地の解消
- ・ かんがい排水事業の推進
- ・ 農地の面的集積利用などの促進
- ・ 農地の集積集約への取組促進

※1 地産地消：地域でとれた農作物などを地域で消費すること。地域農業の振興や、安全・安心な食品の購入、環境負荷の低減など、さまざまな波及効果が期待できる。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 認定農業者※2数                  | 2 人            | 2 人            | 3 人             |
| 遊休農地の面積                   | 1.2 ha         | 1 ha           | 1 ha            |
| 集積面積                      | 21 ha          | 30 ha          | 70 ha           |

※2 認定農業者：経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。



## (2) 商工業の振興

### 現状と課題、今後の方向性など

・商工会事業・経営基盤強化事業・会館運営事業の支援として、商工会に助成し、各種融資制度および利子助成制度を実施しています。平成 28 年度に「小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備する「経営発達支援計画」を商工会が作成し、国から認定を受けました。また、民間事業者と連携し、創業支援をおこなっていく取組みを応援する「創業支援計画」を作成し、平成 29 年 5 月に国からの認定を受けています。

・「生産性向上特別措置法」に基づき「導入促進基本計画」を策定し、平成 30 年 6 月に国の同意を得たことにより、「先端設備等導入計画」を策定した中小企業者を対象に、固定資産税の特例などの支援を実施しています。また、経営発達支援計画・創業支援事業計画および導入促進基本計画により、町内の創業者および中小企業者への支援を一層強化していきます。

・働く意欲を持つあらゆる人が、能力を十分に発揮できる仕事に就けるよう、就労環境の変化に対応した支援を行う必要があります。

・平成 28 年度より岐阜連携中枢都市圏の事業として、産官学連携交流会の広報をおこなっており、平成 28 年度から岐阜大学、令和元年度から岐阜聖徳学園大学と包括的連携協定を結ぶなど、産官学の連携を強化しています。

・人口減少や高齢化の進展、インターネット取引の拡大などにより、中小小売店・サービス業では、新たな経営手法が求められています。

## 主な取り組み

### ①新たな事業活動への支援

- ・起業に向けた支援の充実
- ・新規事業の導入企業や異業種転換企業の支援

### ②経営体質の強化

- ・経営相談や講習会などを通じた助言、指導
- ・各種融資制度の周知および活用促進
- ・情報技術の活用による情報発信と経営の効率化
- ・事業承継、事業譲渡などの取り組みの促進

### ③商工業活性化に向けた支援の充実

- ・商工会との連携強化による中小企業の経営基盤強化
- ・産官学の連携や異業種間の交流による研究、学習機会の拡充
- ・各種団体活動の育成、支援
- ・共同化、協業化による活動や事業展開への支援

### ④就労を支援する環境の整備

- ・若者から高齢者、障がいのある人に対応した幅広い就労支援の実施

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 商工会 新規会員数                 | 7 人            | 10 人             | 10 人              |

## (3) 観光・イベントの推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・地域資源（木曽川・笠松みなと公園・笠松競馬場や馬など）を活かし、商工会やかさまつまちづくりイベント実行委員会と連携し、季節のイベントを開催することで、まちの風物詩として町内外から多くの人を集め、にぎわいと交流を創出しています。また、平成28年3月に大型複合遊具「かさまるくん」の整備をはじめリニューアルした笠松町運動公園に加え、平成31年3月のサイクリングロードの完成により、広域的な集客施設が整備され、交流人口の拡大につながっています。

・平成21年策定の「リバーサイドタウンかさまつ計画」に基づき、町の資源を活かした魅力づくりを進めるため、木曽川沿いのサイクリングロード整備やトンボ池の再生など河川敷の憩い空間整備を実施してきましたが、今後、令和時代に即したまちづくりを展開し、河川空間や未活用地を活かした観光施設の整備など、新たな魅力を創造していきます。また、既存イベントのブラッシュアップや民間主導によるイベントを活性化し、誘客につなげるとともに、町内事業者の経常的な収益、ひいては町の産業振興に発展させていくことが求められます。



## 主な取り組み

### ①町の資源を活かした魅力づくり

- ・SNSなどを活用した観光、イベント情報の発信
- ・町の特産品の発掘と「ふるさとかさまつ宅配便」による魅力発信
- ・住民との協働によるネットワークの拡充
- ・広域連携による観光資源のネットワークの強化

### ②観光・交流イベントの活性化

- ・民間との協働による町の魅力発信と観光プロモーションの推進
- ・地域特性を活かした新たなイベントの開催
- ・民間主導によるイベント開催の推進

### ③リバーサイドタウンかさまつ計画の推進

- ・河川空間を活用したまちづくりの推進
- ・地域資源を活かした特色ある事業の創出

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 観光・イベント情報ホームページ閲覧者数       | 14,085 人       | 17,000 人       | 20,000 人        |
| SNS による情報発信件数             | 54 件           | 120 件          | 240 件           |
| レンタサイクル利用者数               | 2,311 人        | 2,500 人        | 2,700 人         |



## (4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・町内会が地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきました。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、町内会離れが進み、町内会加入者が減少しているほか、町内会役員の高齢化の進行などにより、身近なコミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。今後、コミュニティ活動への理解と参加を促進し、活性化を図る必要があります。

・地域コミュニティによる協働のまちづくりを推進するため、住民や団体自らが実施する公益的な活動に対し「笠松町協働型町民活動促進事業補助金※1」による支援のほか、コミュニティ活動の活性化を図るため、町内会、子ども会、ボランティア活動などの団体に対し、施設を無料で貸し出すなど支援をおこなっています。今後は、これらの支援を継続するとともに、協働の理念のもと活動する団体の掘り起こしも必要です。また、町内のNPO法人数は5団体あり、多様な分野における活動が創出されていますが、NPO法人の積極的な活動促進と、助言・相談機能の強化を図る必要があります。

・平成21年度にスタートした「まちの駅」をきっかけとして、住民による自主的なまちづくり活動が積極的に進められるようになり、各種の団体との連携を相互に取りながら、イベント実施などの協力体制が確立されつつあります。一方で、キーパーソンとなる団体の代表者や参画する人が固定化し、その輪が広がらない現状も見受けられ、まちづくり活動を担う人材の育成が求められます。

・地方自治体を取りまく情勢が厳しさを増すなか、これまでの行政主導のまちづくりから、住民や地域と協働したまちづくりへの転換を図るため、平成29年には岐阜大学と、令和元年には岐阜聖徳学園大学と包括的連携に関する協定を締結し、連携のための地盤を整備しました。今後は、地域社会に貢献する人材の育成や地域課題の解決に向けた共同研究の展開など、大学の知的・人的資源とのより一層の連携に努めていく必要があります。

・まちの活力を維持していくためには、町の魅力を高め、町内外へ情報を発信し、多様な人々との関わりを増やすことが大切です。また、移住定住を考える方の状況は様々であることから、その状況に応じて多面的にサポートする必要があります。

※1 笠松町協働型町民活動促進事業補助金：住民協働のまちづくりを推進するため、各種団体が主体的に実施する公益性のある活動に要する経費に対する補助金。

## 主な取り組み

### ①コミュニティづくりに向けた意識づくり

- ・町内会活動の重要性に対する理解促進
- ・地域行事、活動に関する情報提供と参加促進
- ・町内会活動などへの支援

### ②コミュニティ活動の活性化

- ・各世代における地域リーダーの育成、支援
- ・コミュニティ相互の連携による活動展開への支援
- ・施設の有機的な連携および適正な配置
- ・協働によるまちづくりの推進

### ③まちづくりを進める基盤整備

- ・まちづくり活動を担う人材の育成
- ・まちづくり活動を支援する体制の整備

### ④住民によるまちづくり活動への支援

- ・NPO法人など、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援
- ・活動のコーディネート機能の強化

### ⑤官学連携によるまちづくりの推進

- ・まちづくりの課題解決に向けた官学連携による調査、研究の実施

### ⑥移住定住の促進

- ・「関係人口※2」の増加に向けたプロモーションの推進
- ・子育て、暮らし、仕事など関連事業の総合的、効果的な推進

※2 関係人口：地域外から興味や愛着を持って通うなど、地域と継続的に関わりを持つ人口のこと

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 協働型補助金申請件数                | 31 件           | 32 件           | 33 件            |
| 転入者数                      | 1,118 人※3      | 1,250 人        | 1,300 人         |

※3 転入者数：直近5か年の平均

## (1) 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・「笠松町都市計画マスタープラン」および「岐阜都市計画区域マスタープラン」（県決定）に基づき、用途に応じた秩序ある土地利用を進めています。
- ・岐阜都市計画協議会（岐阜市、瑞穂市、岐南町、北方町、笠松町）において、本区域における円滑な都市計画の推進を図るため、協議会・研修会を実施しています。また、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿を確保し、用途が混在している地域は、土地利用の純化を図り、適切な土地利用を図るため、平成 28 年 6 月に策定した笠松町都市計画マスタープランに土地利用方針を位置付けました。
- ・公共用地の有効活用を図るため、活用する見込みのない普通財産については、平成 17 年度以降計画的に売却をおこなってきました。利用見込みのない用地の売却と機能的な土地利用の検討を進めるほか、民間の未利用地の活用を促進する環境整備が求められています。

### 主な取り組み

#### ①良好な住宅・宅地の供給

- ・計画的な土地区画整理事業の推進
- ・土地利用の基礎資料作成に向けての調査
- ・地域の土地利用状況に適した地区計画などの導入に向けての調査
- ・宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実

#### ②利便性を持った生活環境づくり

- ・岐阜都市計画区域マスタープランの見直しにあわせた市街化区域拡大の検討
- ・中心市街地の機能的な土地利用の検討
- ・交通立地条件を活かした新たな流通、生産拠点の整備

#### ③土地の計画的な有効活用

- ・国土利用計画の適正化
- ・民間未利用地の活用促進
- ・将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用

## (2) 便利で快適な道路網の整備

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成 28 年度に都市計画道路 9 路線、延長約 10km について、道路機能の明確化を図り、見直しの必要性、整備優先性に加え、実現性、ネットワークの連続性および代替性について総合的に評価した都市計画道路見直し方針を策定し、都市計画道路見直し方針において変更もしくは廃止の位置づけをした対象路線のうち、2 路線の都市計画変更を令和元年度に行いました。また、幹線町道整備計画路線や 4 m 未満の町道において、適正な道路網の整備拡充が必要であります。道路沿線用地確保の際、現行では、沿線土地所有者の負担が多く、用地確保が難航している状況にあり、今後の道路拡幅整備事業のあり方、進め方について検討が必要です。

・羽島用水パイプライン上部利用整備について、歩車道分離など安全な生活道路網の整備を計画的に進めます。また、町道の適正な維持管理のため、舗装劣化か所を計画的に修繕していく必要があります。特に、木曽川右岸堤防道路（町道）については、全線で舗装の劣化が激しく早急な修繕が必要となっており、計画的な修繕を進めていきます。

・道路の環状化など、地域間のネットワーク強化を重視した幹線道路の整備促進を図るため、国や県へ要望をおこなっています。

### 主な取り組み

#### ① 計画的な道路整備

- ・都市計画道路見直し方針に基づいた整備

#### ② 快適な生活道路の整備

- ・幹線町道の改良、整備
- ・機能的で美しい道路修景の推進
- ・歩行者にとって安全な道づくり
- ・羽島用水パイプライン上部利用整備の推進
- ・町道の適正な維持管理

#### ③ 広域幹線道路網の整備

- ・木曽川右岸道路の整備促進
- ・国道、県道の整備促進

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 羽島用水パイプライン上部利用整備延長        | 1,300 m        | 2,550 m          | 令和 7 年度完成予定       |

### (3) 公共交通体系の充実

#### 現状と課題、今後の方向性など

・公共交通網の空白地帯の解消と高齢者などの交通弱者の移動手段の確保として、公共施設巡回町民バスを運行しています。現在では、公共施設を中心に39か所のバス停にて1時間1運行というわかりやすい時刻表で運営し、年間約79,000人の利用者がいます。しかし、近年の住宅情勢の変化により、新たな公共交通の空白地帯が生じているほか、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっています。今後も多様化が予想される地域公共交通のニーズに対応するため、デマンドバスの導入など多様な形態の運送サービスの実現が求められています。

#### 主な取り組み

##### ①地域を結ぶ公共交通網の充実

- ・巡回町民バスの利用促進
- ・効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討

##### ②地域公共交通サービスの拡充

- ・地域の実情にあった新たな交通サービスの導入
- ・鉄道およびバスなどを総合的に活用した公共交通利用促進策の検討

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 公共施設巡回町民バス利用者数            | 78,849 人       | 80,000 人       | 81,000 人        |





## (4) 良好な住環境の創出

### 現状と課題、今後の方向性など

・適正な維持管理がされていない建物や雑草が繁茂する空き地などが増加しており、景観の悪化・防犯・崩落・倒壊、また、悪臭や害虫発生などに対する危惧などから意見や要望などが増加しています。今後も増加することが想定されるため、「笠松町美しいまちづくり条例」に基づき、当該土地の適正管理を指導し、行政として適正に維持管理がされていない建物に対する一定の措置について研究が必要です。

・運動公園やサイクリングロードの整備、トンボ池の再生が完了しましたが、引き続き、良好でうるおいのある住環境保全のため、適正な維持管理に取り組む必要があります。

・人口減少や節水機器の普及などにともない、水需要、水道料金収入が減少傾向にある中、定期的な漏水調査や定期点検を実施し、水道施設の適切な維持管理に努めていますが、老朽化した施設の更新費用などの財源確保が必要となります。今後、水道料金の見直しも含め、健全かつ安定した事業経営に努める必要があります。

### 主な取り組み

#### ①安心して暮らせる住環境の整備

- ・駅を活かした拠点の整備
- ・建築指導や相談の実施

#### ②うるおいのある景観づくり

- ・美しいまちなみづくりへの支援
- ・道路や歩道、公共施設における緑化の推進
- ・都市公園の計画的な整備
- ・木曽川の自然を活かしたサイクリングネットワークの構築
- ・住民主体の環境美化活動の活性化

#### ③良質な水の安定供給

- ・水源施設の適切な維持管理
- ・水道施設の耐震化
- ・周辺自治体との連携
- ・水道事業経営の安定化

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 上水道有収率                    | 83.4 %         | 87.0 %           | 92.0 %            |



## (5) 清潔で快適な環境の整備

### 現状と課題、今後の方向性など

・公共下水道の整備については、事業計画に基づき効率的に整備を進めていますが、未整備区域（認可区域外含む）の早期下水道整備を推進する必要があります。今後、事業進捗にあわせて適切な認可区域の拡大を図り事業を推進していきます。また、震災時の公共下水道機能を維持するとともに、下水道が果たすべき機能を確保するため、被害の最小化を図る地震対策などの対応が求められています。

・公共下水道事業は、令和元年度より「地方公営企業法」を適用し、経営戦略に基づき経営基盤強化を図っていますが、健全かつ安定した事業経営を行うためには、さらなる事業の効率化に努めるとともに、下水道への接続促進のほか、下水道使用料の見直しなどの取り組みが必要です。

### 主な取り組み

#### ①計画的な公共下水道の整備

- ・進捗状況にあわせた事業認可区域の拡大
- ・効率的な下水道管渠整備と耐震対策の推進
- ・水洗化の促進と下水道への接続促進
- ・下水道事業経営の安定化

#### ②衛生的な環境の整備

- ・し尿および浄化槽汚泥の適正な収集処理の推進
- ・浄化槽の適正な維持管理への指導
- ・公害防止に向けた対策の強化
- ・社会情勢に即した火葬場施設および墓地周辺環境の整備

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 下水道普及率※1                  | 88.9 %         | 95.0 %         | 98.0 %          |

※1 下水道普及率：総人口に対する下水道利用可能区域内人口の割合



## (6) 循環型社会の構築

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ごみ排出量については、ほぼ横ばいの状況が続いており、町民・行政・事業者が協力して、ごみの発生抑制、物の再利用・資源化を進める必要があります。
- ・ごみの焼却処理は、本来は区域内で処理する必要があるが、平成28年から県外の民間処理施設によりおこなっており、早期に経済性の優れた施設の建設、運営を行うことが必要です。
- ・広報紙による意識啓発、各種支援制度の実施により、環境に配慮した行動などの実践を目指していますが、環境問題に対する意識、行動は住民一人ひとりで様々であり、画一的な施策では解決が困難なため、継続的な取り組みが必要です。
- ・ごみの減量化・資源化を推進するため、町廃棄物処理基本計画に基づく取り組みを実施しています。ごみ排出量、再生利用率などの目標値を達成できる、さらなる施策の展開が求められています。

### 主な取り組み

#### ①環境にやさしいまちづくり

- ・環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・環境保護活動団体の育成、支援
- ・環境美化向上のための監視機能の強化

#### ②ごみの減量化・資源化の推進

- ・ごみの減量化の推進
- ・リサイクルと再資源化の推進
- ・わかりやすい分別収集体制の確立と資源回収システムの充実
- ・ごみの適正な排出の推進

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 1人1日あたりのごみ総排出量            | 892 g          | 786 g          | 757 g           |

## (1) 防災対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・昨今の気象状況の変化、東海・東南海・南海地震、また、木曽川に沿った地域であることによる水害などの懸念により、減災・防災に対する意識が高まるなか、行政として、災害に強い都市基盤の整備、被災時の対応、住民の防災意識の高揚など多方面にわたる減災・防災対策が求められています。予期せぬ災害に対し、さらなる防災意識の高揚、各種災害対応マニュアルの整備、災害に強い基盤整備などを推進するため、大学との包括的連携を活用した対策の見直し強化や、切迫した災害の危機から一時的に逃れることができる場所の提供を民間事業者へ求めるなど、民間団体との連携強化や基盤整備を計画的に推進する必要があります。

・東日本大震災以降、防災・減災に対する住民の意識が高まり、あんしんかさまつメールやホームページ、SNSなどにより、「自分の命は自分で守る」という自助の意識や共助の意識の高揚を促進しています。自主防災会をはじめ、防災士会や地域に立ち上がった各種防災サークルとの連携を強化し、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。

・近年頻発している集中豪雨に対応するため、雨水幹線末整備区間について計画的な整備を検討するとともに、既存の雨水排水施設のうち老朽化した施設の更新や改修を行い効果的な浸水対策を進める必要があります。

・木曽川の河道が浸食などによりサイクリングロードに影響を及ぼすおそれがあるため、国土交通省に対し護岸整備の要望をおこなっています。

・平成25年度に笠松中学校屋内運動場が完成し、学校、保育所などの子どもが使用する施設の耐震化を完了しました。また、防災拠点施設である庁舎の耐震補強工事が平成26年度に完了し、今後は、耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央公民館、町民体育館、南体育館、松枝公民館について、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める必要があります。



## 主な取り組み

### ①総合的な防災・災害時対策の推進

- ・環境の変化にともなう地域防災計画の見直し
- ・緊急通信体制の充実
- ・施設、設備などの整備
- ・災害時の応援協定の拡充および迅速な復興に向けた体制の整備

### ②地域における防災・災害時対策の推進

- ・防災に関する意識啓発と防災教育の推進
- ・自主防災組織の育成、支援
- ・地域における防災訓練の実施
- ・災害時要援護者※1の把握と支援体制の整備

### ③水害対策の充実

- ・関係機関との連携強化による都市型水害対策の強化
- ・木曽川の護岸整備などをはじめとする治水事業の促進
- ・雨水幹線未整備区間の整備推進

### ④耐震化の推進

- ・公共施設の耐震化の推進
- ・一般住宅の耐震化の推進

※1 災害時要援護者：高齢者や障がいのある人、子どもや妊産婦、日本語のわからない外国人など、災害時に何らかの手助けが必要な人のこと。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| Wi-Fi スポット数               | 6 か所           | 15 か所          | 20 か所           |
| 災害時応援協定数                  | 31 件           | 34 件           | 40 件            |
| 総合防災訓練参加率                 | 15.98 %        | 23 %           | 30 %            |
| 防災士資格取得者数                 | 21 人           | 24 人           | 27 人            |

## (2) 消防・救急対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・大規模な火災や緊急時に備えるため、羽島郡広域連合や消防団などの地域組織と連携し、消防・救急体制を整備しています。関係組織との連携を強化し、消防・救急体制の充実に努めるとともに、消防団などの住民活動を通じ、住民一人ひとりの防火に対する意識の高揚を図る必要があります。

・羽島郡医師会・羽島歯科医師会に加盟する羽島郡内の医療機関において、在宅当番医制で休日の診療を実施しているほか、小児救急医療（夜間）について、岐阜市との協定により、岐阜市民病院内小児夜間急病センター・岐阜市休日急病診療所に対応可能な体制を整備しています。また、住民の安全・安心のため、多くの方が利用する公共施設に AED※1 を設置し、救急・救助資機材の整備に努めています。

※1 AED(Automated External Defibrillator)：自動体外式除細動器。心停止状態になった時に、電気ショックを与えて正常な動きに戻す医療機器のこと。

### 主な取り組み

#### ①火災予防・消防体制の整備

- ・防火意識の高揚と知識の普及
- ・消防団などの地域防災組織の充実
- ・消防施設、設備の整備

#### ②救急・救助体制の整備

- ・講習会などを通じた自主救護能力の向上
- ・A E Dなどの救急、救助資機材の整備
- ・救急医療機関の周知と適切な利用の促進
- ・I C 患者カード※2 の普及促進に向けての検討
- ・近隣市町との連携による第2次救急体制の確立

※2 IC 患者カード：医療機関から入院患者などに発行するもので、氏名、生年月日、既往歴、アレルギーなどの患者情報が入力されている。

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 普通救急救命講習会受講者数             | 340 人          | 370 人          | 400 人           |



### (3) 防犯体制の強化

#### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 犯罪発生件数は減少傾向となっているものの、依然として犯罪がなくなることはありません。引き続き、防災行政無線やあんしんかさまつメール、SNSなどを用いた意識啓発のほか、犯罪などの情報を共有し、より安全で誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進める必要があります。
- ・ 消費者のニーズが多様化し、インターネットなどを利用した販売、または悪質商法なども巧妙化しているため、被害の未然防止のための知識の普及、消費者被害の救済支援などの取り組みが必要です。
- ・ 地域の安全確保と犯罪抑止機能の向上のため、平成 29 年度から各小学校周辺を中心に、青色回転灯を装備した公用自動車を活用した自主防犯パトロール(青パト※1)の巡回を実施しています。地域の安全・安心のため、青パトを活用した防犯活動を強化し、さらなる地域防犯力の向上を図る必要があります。

※1 青パト：青色回転灯装備車。警察署から自主防犯パトロールの実施を認められた団体が、青色の回転灯を装備した車で巡回を行う。

#### 主な取り組み

- ①犯罪を未然に防ぐ環境づくり
  - ・ 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進
  - ・ 犯罪などに関する情報共有体制の整備
- ②消費者保護対策の推進
  - ・ 消費者知識の普及啓発
  - ・ 消費生活相談の充実
- ③地域防犯活動の育成
  - ・ 防犯活動団体の育成、支援
  - ・ 青パトを利用した防犯活動の強化

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 町内犯罪発生件数                  | 167 件          | 158 件            | 150 件             |

## (4) 交通安全対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・ 町内の交通事故は減少傾向となっていますが、ドライバーや歩行者のさらなる事故防止対策が必要です。今後も交通安全意識の啓発や交通安全情報の提供を実施するとともに、交通事故多発地点や危険な場所などの交通安全施設の整備を進めていきます。また、高齢者が関係する交通事故の割合が高く、高齢者を対象とした交通安全教室の開催など交通安全啓発事業の充実に努める必要があります。

・ 高齢者運転免許証自主返納支援として、令和元年度より返納後 1 年間に限り巡回町民バス使用料の免除を実施しています。

・ 子どもを交通事故から守るため、小中学校などへ交通安全教室や交通安全意識向上に向けての活動促進に取り組んでいます。また、警察、羽島地区交通安全協会および3支部と情報共有し、連携を取りながら、住民に対する交通安全啓発に努めています。



## 主な取り組み

### ①交通事故を防止する環境づくり

- ・交通安全に関する意識啓発
- ・子どもや高齢者を対象とした交通安全教室などの実施
- ・交通安全施設の整備

### ②住民主体の交通安全活動の促進

- ・交通安全活動団体への支援
- ・警察署など、関係機関との連携強化

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 人身交通事故件数（高齢運転者事故件数）       | 65 件（15 件）     | 減少（減少）           | 減少（減少）            |
| 運転免許証自主返納者数（累計）           | 71 人           | 150 人            | 300 人             |

## (1) 住民参加によるまちづくりの推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・住民と行政が課題を共有できるよう、広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線による正確・迅速な情報提供に努めています。今後も、各種メディアを活用した情報発信や行政情報の積極的な公開に努め、住民が求めるわかりやすい情報の発信をおこなっていきます。

・町の施策に住民の意向を反映させるため、各種審議会や委員会をはじめ、町政懇談会、タウンミーティング、パブリックコメント※1、アンケートなどを通じて意見・要望を聴取するほか、民間やNPO法人、各種団体とのワークショップの実施など、幅広く、意見・要望を聞く機会を設けています。今後も、住民と行政が協働して、政策の形成段階から参画できる機会の充実に努め、協働によるまちづくりを推進していきます。

※1 パブリックコメント：計画などを定める際に、その案を一般に公表して広く意見を求める制度のこと。

### 主な取り組み

#### ① 広報の充実

- ・誰もが読みやすい広報紙づくり
- ・速報性、視認性の高い町ホームページづくり
- ・SNS、地上デジタル放送、データ放送による地域情報の発信
- ・町政情報の積極的な公開
- ・各種メディアへの町情報の積極的な発信

#### ② 協働によるまちづくりの推進

- ・各種審議会や委員会などへの参画機会の拡充および参画促進
- ・町政懇談会やアンケート調査などの継続的な実施
- ・政策決定過程におけるパブリックコメントの実施
- ・行政と住民の双方向による意見交換、情報共有システムの構築

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 町ホームページアクセス数              | 157,886 回      | 165,000 回      | 172,500 回       |
| 町公式 SNS 登録者数              | 2,000 人        | 3,000 人        | 3,500 人         |

## (2) 気配り行政の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 職員の資質向上および意識の醸成を図るため、職員の人材育成に努めています。職員一人ひとりが、住民の立場に立った親切でわかりやすい対応を心がけ、これまで以上に、各窓口サービスの庁内連携体制を構築し、切れ目のない窓口対応サービスの提供に努めます。
- ・ 一定の分野に精通した深い知識と経験を持つ専門職員の育成を視野に入れ、職員それぞれの能力や個性を活かした適材適所の人員配置を行い、複雑多様化する住民ニーズに迅速・的確に応えられる組織体制の構築に努めます。

### 主な取り組み

#### ①職員の資質向上

- ・ 親切で親身な対応に向けた職員意識の醸成
- ・ 行政施策の横断的な理解促進
- ・ 職員研修を通じた人材育成の推進

#### ②質の高い行政サービスの提供

- ・ 住民ニーズを受け止め、すばやく対応する庁内連携体制の整備
- ・ 専門性を高め、活かす職員配置の推進

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度) |
|---------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 職員研修参加者数の割合               | 60.4 %         | 65.0 %         | 70.0 %          |



### (3) 効果的な行政運営の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・行政と住民がお互いの役割を見直し、共通の認識を持って適切なパートナーシップに基づいた住民協働による行政運営をおこなっていく必要があります。そのためには、積極的に行政情報を公開することで行政課題を共有し、住民活動に対し側面的な支援に転換するとともに、住民参画の機会を多く設ける必要があります。

・行政事務における電算化の進展により、個人情報の高度利用が可能となった半面、個人情報の適正な利用など、個人情報保護の厳格化が求められます。個人情報の適正な取り扱いに関する職員教育、システムのセキュリティ対策の構築など、継続的な取り組みが必要です。

・システム間でのデータの適正管理や連携などの作業の負荷軽減を目的に、(財)岐阜県市町村行政情報センターのASP※1サービスである「総合行政情報システム」を導入しTCO※2の削減を図っていますが、RPA※3や電子申請などを活用した事務の負担軽減や、効率化などの業務改善を含めたトータルの電子自治体の推進を図っていく必要があります。

・「第5次定員適正化計画(令和3～7年度)」に基づき、効率的で効果的な行政運営の維持に努めています。職員のワーク・ライフ・バランスの確保を推進するため、職員の適正配置と職員一人ひとりの質の向上に努め、効率的な行政運営を進める必要があります。

・公共施設の多くは老朽化が進んでおり、修繕費用をはじめ、維持管理にかかる財政負担は増大しつつあります。そのため、「公共施設総合管理計画」に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進める必要があります。

・地域が抱える課題や住民ニーズが多様化・高度化するなか、行政内部で不足するノウハウや人材を補完する存在として、教育・研究機関は重要なまちづくりのパートナーです。課題に対する研究のみならず、将来のまちづくりを担う人材の発掘やまちのにぎわい創出に向け、連携を強化していく必要があります。

※1 Application Service Provider: インターネット上でアプリケーションを利用するサービスやその提供者

※2 Total Cost of Ownership: コンピューターの導入や、維持管理にかかるコストの総額

※3 Robotic Process Automation: 事務業務などをソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する取り組み

## 主な取り組み

### ①満足度の高い行政サービスの提供

- ・住民本位の住民サービスの向上
- ・住民協働による行政の役割の見直し
- ・個人情報保護体制の強化

### ②効率的・効果的な行政運営の推進

- ・I C T（情報通信技術）などを活用した事務の効率化
- ・教育、研究機関と連携した事務の効率化の検討
- ・官民連携、民間委託などによる事務の合理化
- ・「公共施設総合管理計画」の適正な推進
- ・地方分権や地域課題に応じた行政機構の見直しと定員管理の適正化

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 電子申請が可能な手続き数              | 15 件           | 35 件             | 55 件              |





## (4) 健全な行政運営の推進と広域行政への対応

### 現状と課題、今後の方向性など

・地方分権の進展にともない、行財政運営に対する説明責任がより一層求められるとともに、積極的な財政情報の開示が求められています。また、国・地方ともに厳しい財政状況が見込まれる中、「町単独で持続できる行財政体質」を築くため、計画的かつ健全な財政運営を行うための指標となる将来を見据えた中長期的な財政計画を策定し、その計画に基づいた適正な財政運営が求められます。

・将来にわたって安定した自治体運営を行うため、住民の適正な受益と負担の関係を考慮しつつ、自治体自らの責任と判断に基づいた住民サービスを実現する必要があります。また、自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが重要となるほか、新しいまちづくりを進めるにあたって「選択と集中」により厳選した各事業に対し、その実現を裏づける財源確保策を一体化して考える必要があります。

・自主財源確保のため、町民税や固定資産税など町税の適正・公平な課税に努めています。また、コンビニ収納など納税環境を整備し、納税者の利便性向上および期限内納付率の向上を図りました。なお、滞納者に対しては財産調査や納付相談を実施し、各々の生活状況に応じて徴収猶予制度を活用するなど滞納者の担税能力の回復につなげる一方、必要に応じて差押など滞納処分を実施し、納税秩序の維持に取り組んでいます。今後も収納率の向上に向けた取り組みを強化し、町税の安定した収入の確保に努めます。

・岐阜県および岐阜市と人事交流や職員派遣などを継続的に行い、相互連携を図るほか、平成 29 年 11 月 2 日に「岐阜連携都市圏 連携協約」を締結し、産業・公共交通・福祉・環境・教育・健康・防災の 7 分野において、岐阜市を中心とした広域行政を推進し、住民サービスの向上に努めています。近年の社会情勢の変化により住民の生活圏は飛躍的に広域化し、交通体系の整備や公共施設の相互利用など、広域的なまちづくりに対するニーズが高まりつつあり、今後、広域行政による課題の解決に向け、あらゆる分野において、連携強化を図る必要があります。また、より身近な隣接市町との定期的な協議の場を設け、共通した課題の解決に向けた事業展開を図っていきます。

## 主な取り組み

### ①透明性の高い計画的な財政運営の推進

- ・積極的な行財政情報の公開
- ・総合計画に基づく中長期財政計画の策定

### ②持続可能な財政運営の推進

- ・財源の重点かつ効率的な予算配分の推進
- ・国、県などの制度事業の効率的、計画的な活用
- ・税や保険料の適正かつ公平な徴収と受益者負担の適正化

### ③交流の活性化

- ・関係市町との人事交流事業の推進

### ④共同事業の推進

- ・公共施設の相互利用の推進
- ・住民サービスの拡充
- ・新たな広域行政サービスの検討

| まちづくり指標<br>(重要業績評価指標 KPI) | 現状値<br>(令和元年度) | 中間値<br>(令和 7 年度) | 目標値<br>(令和 12 年度) |
|---------------------------|----------------|------------------|-------------------|
| 実質赤字比率※ 1                 | 赤字なし           | 赤字なし             | 赤字なし              |
| 連結実質赤字比率※ 2               | 赤字なし           | 赤字なし             | 赤字なし              |
| 実質公債費比率※ 3                | 6.4 %          | 8.0 %            | 10.0%             |
| 将来負担比率※ 4                 | 81.5 %         | 90.0%            | 100.0%            |
| 町税収納率                     | 95.9 %         | 96.1%            | 96.3 %            |

※ 1 実質赤字比率：一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

※ 2 連結実質赤字比率：一般会計な道路網の整備に、国民健康保険事業特別会計などの特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

※ 3 実質公債費比率：一般会計などが負担する借入金の返済額や、これに乘じる額の標準財政規模（町税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の3か年平均値。その団体として、どのくらいを借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、一般会計などの資金繰りの危険度を示す指標。

※ 4 将来負担比率：地方公共団体の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。



# 資料編

## 1 笠松町総合計画審議会 諮問・答申

### (1) 笠松町第6次総合計画の策定について 諮問

笠企第235号  
令和2年8月3日

笠松町総合計画審議会 会長 様

笠松町長 古 田 聖 人

笠松町第6次総合計画の策定について（諮問）

笠松町第6次総合計画の策定に際し、笠松町総合計画条例（令和2年笠松町条例第13号）第9条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## (2) 笠松町第6次総合計画の策定について 答申

令和 3 年 2 月 3 日

笠松町長 古 田 聖 人 様

笠松町総合計画審議会  
会 長 大 成 利 広

### 笠松町第6次総合計画の策定について（答申）

令和2年8月3日付け笠企第235号によって本審議会に諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、笠松町第6次総合計画（案）を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、まちづくりの将来像である「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」の実現に向け、この計画に掲げた各種施策の着実な実施を求めるとともに、下記の事項に十分配慮し、最善の努力をされるよう要望します。

#### 記

1. 本計画の趣旨や内容を住民に分かりやすく情報発信するとともに、計画内容の進捗よくを随時把握、公表し、広く住民の理解と協力を求め、住民参画と協働によるまちづくりを進めていただきたい。また、各種施策の推進にあたっては、行政、関係機関が多様性を受け入れる寛容性を持ち、互いに支え合い尊重し合える共生社会の実現に向け、取り組んでいただきたい。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により私たちの日常生活が大きく変わり、町をとりまく社会情勢の先行きが不透明な中、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」の新たな社会を見据え、長期的な展望のもと各種施策の見直しを柔軟に行い、時代に即した的確な施策展開を図るとともに、健全な行財政運営を進めていただきたい。
3. 人口減少の進行が予想される中、本計画目標年次（令和12年度）の将来人口目標22,000人の達成に向け、町の資源、特色を活かした“にぎわい”と“癒し”のまちづくりを進め、人口減少の抑制、移住人口の増加を図り、人々がつどう活力ある地域社会を形成していただきたい。
4. まちづくりの課題に即したSDGsに繋がる取り組みを進め、行政として果たすべき役割や使命を実行していただきたい。
5. 共通した課題の解決に向け、より効果が期待できる施策については、国や県からの支援も得ながら、積極的に周辺自治体等との連携を推進していただきたい。

## 2 笠松町総合計画条例

令和2年6月22日  
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念及び将来像並びにその実現に向けた基本的な方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するため、各施策の基本方針及びその方向性を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示した方針を計画的かつ効果的に実施するための具体的な事業を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位計画として、総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、総合計画を策定するものとする。

3 町長は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「地方創生総合戦略」という。）と一体的な計画として、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会)

第4条 町長の附属機関として、笠松町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) その他町長が必要と認める者

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の所掌事務)

第5条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 総合計画の変更及び検証に関する事項
- (3) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画環境経済部において処理する。

(審議会への諮問)

第9条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第10条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第11条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠松町総合計画審議会条例及び笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 笠松町総合計画審議会条例（昭和55年笠松町条例第17号）

(2) 笠松町地方創生総合戦略審議会設置条例（平成27年笠松町条例第17号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている総合計画及び地方創生総合戦略は、この条例の規定により策定された計画とみなす。

(委員の任期の特例)

4 この条例の施行日以後、最初に委嘱された審議会の委員の任期は、第4条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

(笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

### 3 笠松町総合計画審議会 名簿

| 委員区分              | 委員氏名       | 選出団体・役職等           |
|-------------------|------------|--------------------|
| 有識者               | 伊藤 久美子     | 母子保健推進員 代表         |
|                   | ○岩井 弘榮     | 羽島郡二町教育委員会 教育委員    |
|                   | 岩田 壽       | 農業委員会 会長           |
|                   | 内田 昌孝      | 笠松町商工会 青年部 部長      |
|                   | ◎大成 利広     | 岐阜聖徳学園大学 経済情報学部 教授 |
|                   | 岡田 悠子      | 笠松町商工会 会長          |
|                   | 片山 良彦      | 羽島郡医師会 副会長         |
|                   | 川合 毅（二村 浩） | 十六銀行笠松支店 支店長       |
|                   | 久納 万里子     | 笠松町男女共同参画推進懇話会 会長  |
|                   | 小島 健司      | 笠松町子ども会育成協議会 会長    |
|                   | 田村 文子      | 民生委員・児童委員協議会 会長    |
|                   | 樋口 史子      | ぎふ羽島ホームニュース        |
|                   | 古澤 哲男      | 笠松町社会福祉協議会 会長      |
|                   | 堀場 周史      | 羽島郡 PTA 連合会 顧問     |
|                   | 山田 忠正      | 笠松町町内会連合会 会長       |
| 町議会議員             | 伏屋 隆男      | 笠松町議会 議長           |
| その他町長が<br>必要と認める者 | カラギョル 美佐子  | 住民                 |
|                   | 高島 久美子     | 住民                 |

◎会長 ○副会長（敬称略）

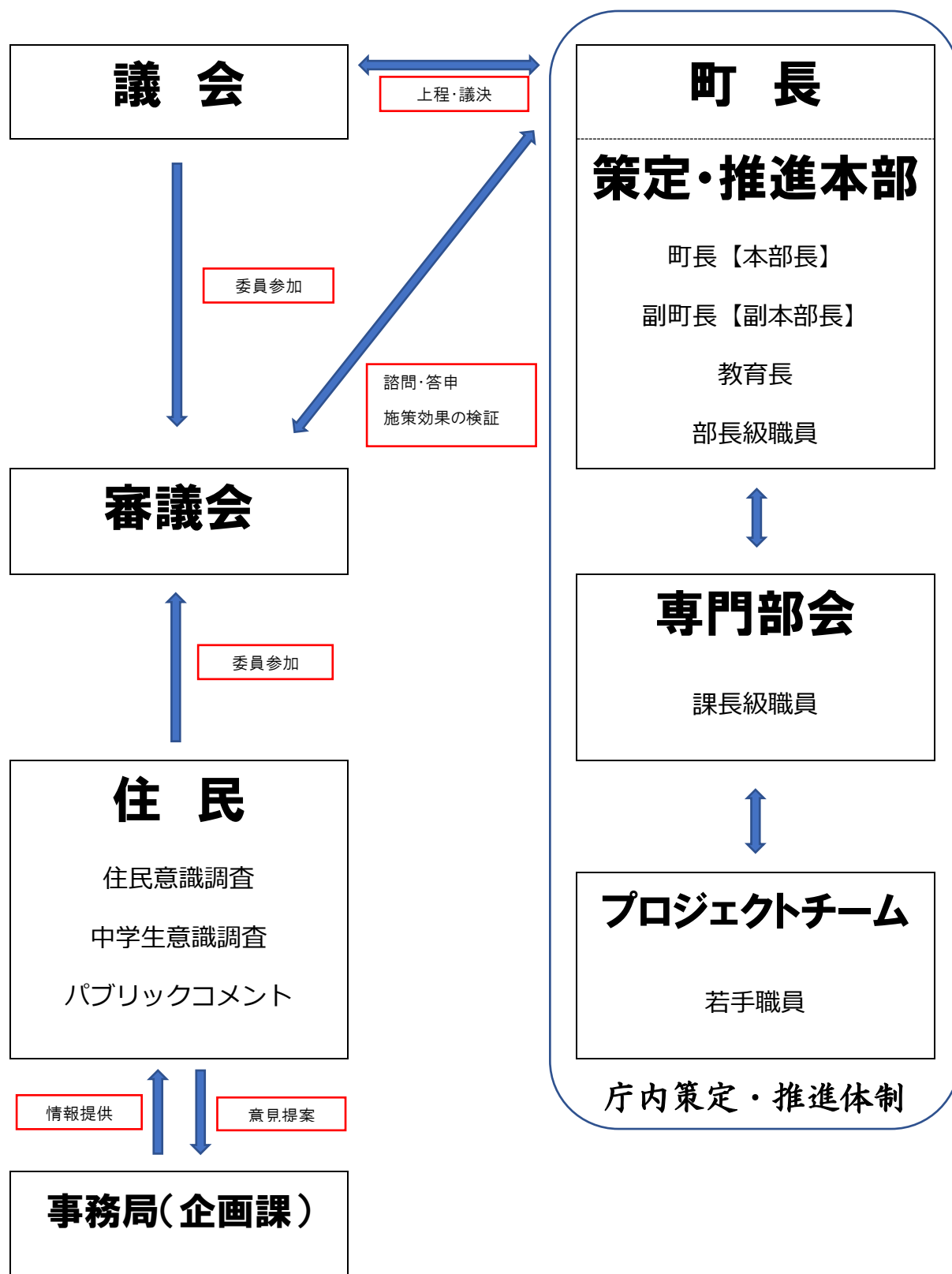
※委員区分別、50 音順



#### 4 笠松町第6次総合計画策定の経過

| 月 日        | 内 容                          |
|------------|------------------------------|
| 令和2年       |                              |
| 7 月 9 日    | 第1回笠松町総合計画策定・推進本部会議          |
| 7 月 ～ 8 月  | 住民意識調査・中学生意識調査               |
| 8 月 3 日    | 第1回笠松町総合計画審議会                |
| 8 月 ～10 月  | 専門部会による現行事業・方向性の確認           |
| 8 月 ～12 月  | プロジェクトチームによる重要課題の検討          |
| 10 月 5 日   | 第2回笠松町総合計画審議会                |
| 12 月 1 日   | 第2回笠松町総合計画策定・推進本部会議          |
| 12 月 4 日   | 第3回笠松町総合計画審議会（プロジェクトチーム研究発表） |
| 12 月 ～ 1 月 | パブリックコメントの実施                 |
| 令和3年       |                              |
| 1 月 27 日   | 第3回笠松町総合計画策定・推進本部会議          |
| 2 月 3 日    | 第4回笠松町総合計画審議会                |
| 3 月 17 日   | 笠松町第6次総合計画・基本構想の議決           |

## 5 第6次総合計画 策定体制



## 6 笠松町総合計画の変遷

| 名称と将来像<br>(基本理念)                                                                                         | 計画期間と<br>人口の設定                                            | 基本施策                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>笠松町総合計画</b><br>清流木曽川に抱かれた住<br>みよい豊かな商工業都市                                                             | 昭和 50 年度から<br>昭和 59 年度<br><br><div>人口設定</div><br>26,700 人 | 1 繊維部門を中心とした商工業振興の町<br>2 農業の緑と木曽川の自然が調和した憩いある町<br>3 知性豊かな教育文化の町<br>4 希望に満ちた福祉の町<br>5 住みよい清潔な環境の町               |
| <b>笠松町第 2 次総合計画</b><br>清流木曽川にいだかれ<br>こころ豊かな連帯社会                                                          | 昭和 56 年度から<br>平成 2 年度<br><br><div>人口設定</div><br>23,600 人  | 1 自然と調和し安全で快適に暮らせるまち<br>2 健康で安心して暮らせるまち<br>3 生きがいある生活を支える産業振興のまち<br>4 生活文化を高めこころ豊かに暮らせるまち                      |
| <b>笠松町第 3 次総合計画</b><br>木曽の清流にいだかれた<br>個性豊かな生活文化都市<br>人・自然・文化の調和<br>～“静”から“動”への<br>プロローグ～                 | 平成 3 年度から<br>平成 12 年度<br><br><div>人口設定</div><br>26,000 人  | 1 生きがいと安らぎのあるまちづくり<br>2 活力と個性のあるまちづくり<br>3 快適でうるおいのあるまちづくり<br>4 心の豊かさと文化のかおるまちづくり                              |
| <b>笠松町第 4 次総合計画</b><br>清流木曽川に抱かれた<br>個性豊かな生活文化都市<br>～にぎわいが育む<br>きらめく未来～<br>(基本理念)<br>“調和”を大切にしたまち<br>づくり | 平成 13 年度から<br>平成 22 年度<br><br><div>人口設定</div><br>23,000 人 | 1 快適で暮らし心地のよいまち<br>2 温もりとやさしさに包まれたまち<br>3 学び活動する元気なまち<br>4 にぎわいと交流を育むまち<br>5 パートナーシップによるまち                     |
| <b>笠松町第 5 次総合計画</b><br>清流木曽川に抱かれた<br>“ひと・まち・自然”輝く<br>創造文化都市<br>(基本理念)<br>“個性”を活かし“調和”を<br>大切にしたまちづくり     | 平成 23 年度から<br>令和 2 年度<br><br><div>人口設定</div><br>22,500 人  | 1 いのち輝く優しいまち<br>2 障害にわたって楽しく学べるまち<br>3 人がつどう活力あふれるまち<br>4 便利で快適な住みよいまち<br>5 安全で安心して暮らせるまち<br>6 共に築き上げる協働と信頼のまち |

※笠松町総合計画は急変する社会情勢により、新しい視点で計画を見直すことが必要になり、昭和 56 年 3 月に第 2 次総合計画が策定された。

## 7 パブリックコメントで寄せられた意見

### (1) 意見募集結果

|        |                           |   |   |
|--------|---------------------------|---|---|
| 実施時期   | 令和2年12月17日 から 令和3年1月15日まで |   |   |
| 意見提出状況 | 提出者数                      | 7 | 人 |
| 意見提出方法 | 郵送                        | 0 | 人 |
|        | ファクシミリ                    | 1 | 人 |
|        | 電子メール                     | 1 | 人 |
|        | 直接持参                      | 5 | 人 |

### (2) 意見の内容

#### ●基本計画について

| No.                           | いただいたご意見の要旨                                                                                                             | 笠松町の考え方                                                                                                                  |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち について |                                                                                                                         |                                                                                                                          |
| 1                             | 低料金で借りられる町営住宅を設置してもらいたい。                                                                                                | 町内での公営住宅の整備計画はありませんが、「地域福祉の推進」に関する施策の中で、「生活支援体制の充実」を図り、誰もが支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。                         |
| 2                             | 高齢者の健康維持のため、公園や空き地を利用して屋外健康器具を設置してはどうか。                                                                                 | 誰もが心豊かな生活を送ることができるよう、健康づくり支援に努めることは重要であり、「生涯を通じた健康づくり」に取り組む中で、屋外健康器具設置を検討してまいります。なお、みなと公園や福祉会館、蘇岸築堤記念碑公園に健康ベンチを設置しております。 |
| 3                             | 高齢者の「地域デビュー」を推進する内容を入れてはどうか。<br>①「WAI WAI カフェ」少人数グループでカフェにいる気分で何でも話し合いができるようなグループに対する支援<br>②「高齢者の生きがいづくり」2世帯・3世帯同居の推奨と支 | 高齢者がより一層活躍できる社会の実現のため、「高齢者福祉の推進」に関する施策の中で、「時代に合った高齢者の地域での活動や生きがいづくりの推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。                      |

|                             |                                                                                                      |                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | <p>援、健康寿命向上のための「軽スポーツ」の推奨と継続支援</p> <p>③「高齢者の地域参加」地域参加の意義とチャンスづくりの支援、地域デビュー講座の開講とボランティア活動の推奨と継続支援</p> |                                                                                                                              |
| 基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち について |                                                                                                      |                                                                                                                              |
| 4                           | 生涯学習講座を増やし、軽スポーツを含め、多種多様な講座を実施してはどうか。                                                                | 生涯学習講座は、生活に潤いと楽しみを与え、多くの人とふれあう機会を提供する場であり、「ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供」を図り、広く多くのかたに興味を持っていただけるような「生涯学習の充実」に取り組んでまいります。       |
| 5                           | 空家や笠松小学校の空き教室を利用してギャラリーを設置し、文化のまちを発信してはどうか。                                                          | 住民が気軽に文化にふれる機会を増やすため、「歴史・文化の継承と活用」に関する施策の中で、「文化を活かした住民活動の活性化」や「文化を活かしたまちづくりの推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。                  |
| 基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち について |                                                                                                      |                                                                                                                              |
| 6                           | 笠松競馬場について、別の組織ではあるが、町の象徴であり、計画に掲載すべきではないか。                                                           | 笠松競馬場につきましては、重要な「地域資源」のひとつと位置づけ記載しており、「町の資源を活かした魅力づくり」の取り組みの中で、より一層の連携強化を図り、魅力発信に努めてまいります。                                   |
| 7                           | にぎわいを創出し、生活を楽しむ。防災で安心なまちの基盤として、旧名鉄東笠松駅周辺及び三角駐車場を整備して「リバーサイド横丁笠松（仮称）」を創設してはどうか。                       | 町の資源を活かした魅力づくりを進めるため、「観光・イベントの推進」に関する施策の中で、「リバーサイドタウンかさまつ計画の推進」の取り組みにおける具体的な事業として検討してまいります。                                  |
| 8                           | 地域コミュニティ活動（資源ごみ当番、町内一斉清掃など）について、体の不自由なお年寄り・共働き家庭・子育て中の家                                              | 町内会は地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきましたが、近年の多様化するライフスタイルや価値観により町内会離れが進んでいる状況でもあります。「コミュニティづくりに向けた意識づくり」に取り組む中で、幅広く様々 |

|                              |                                                             |                                                                                                                                             |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 庭にとって負担が大きいいため、完全自由参加にしてほしい。                                | な世帯の方が町内会活動へ理解し参加できるよう、町内会へ社会情勢を踏まえた活動の見直しを働きかけてまいります。                                                                                      |
| 9                            | 広報等で各方面のスキル、技能、趣味、特技等を有する方を募り、ボランティア講座を開設し、町民のスキルアップを図る。    | 意欲のある豊かな経験を持った多様な方々が活躍できるようバックアップすることは今後のまちづくりに重要と考えています。「まちづくり活動を担う人材の育成」と「まちづくり活動を支援する体制の整備」を図る中で、住民による自主的なまちづくり活動が積極的に進められるよう取り組んでまいります。 |
| 10                           | 人口ビジョンの達成のためには、ベッドタウンとして転入者数を増やす必要がある。                      | 令和12年度の将来人口22,000人の達成には、転入者数を増やすことに加え転出者を減らすことも重要だと考えています。「にぎわいと活力あふれる創造のまち」の各施策を展開する中で、「移住定住の促進」や「町の資源を活かした魅力づくり」に向けた取り組みを実施してまいります。       |
| 基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち について |                                                             |                                                                                                                                             |
| 11                           | 下羽栗地域には、みなと公園や運動公園のような、子どもたちが平日に遊べる公園がないため、公園の整備をしてほしい。     | 公園整備については、町の魅力を最大限に発揮し、快適に生活できる利便性を備えた空間を目指し、「土地の計画的な有効活用」や「うるおいのある景観づくり」に取り組む中で、「持続可能な財政運営の推進」を踏まえて今後検討してまいります。                            |
| 12                           | 今デマンド交通を取り入れても、利用者数が減少するうえ、経費も減少しないことから、削除するべき。             | 高齢者などの交通弱者の移動手段として公共交通の二一ズは、今後ますます高まり多様化するものと認識しています。「公共交通体系の充実」に関する施策を展開する中で、デマンドバスの実証実験の実施や公共施設巡回                                         |
| 13                           | 巡回町民バスのバス停をスーパー等の商業施設に設置することで、利便性の向上を図る。これにより、定住促進等のPRにもなる。 | 町民バスの商業施設への乗入れの検討など、総合的で効率的な公共交通の実現に向け取り組んでまいります。                                                                                           |
| 14                           | 新たに建設されるごみ処理場の今後について明示されるべきではないか。                           | 次期ごみ処理施設については、「循環型社会の構築」に「ごみの焼却処理は～早期に経済性の優れた施設の建設、運営を行うことが必要」と記載しております。現在、「次期ごみ処理施設整備基本計画」を岐阜羽島衛生                                          |

|                                  |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  |                                                                                                                                                | 施設組合の構成市町で策定し建設着工の準備をしており、今後も情報開示に努めてまいります。                                                                                                                           |
| 基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち について |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                       |
| 15                               | 団体（老人会、町内会など）への補助金は、一部の人のためではなく、例えば資源ごみ回収の業者委託など、どの家庭にも還元されるような税金の使い方をしていただきたい。                                                                | 行政と地域住民の「住民協働」による行政運営の推進には、行財政の説明責任がより一層求められます。「透明性の高い計画的な財政運営」の中で、補助金の使途の適正化に努めるとともに「積極的な行財政情報の公開」により行財政の透明化を図ってまいります。                                               |
| 16                               | 「公共施設総合管理計画」に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合を進める必要があるとされているが、この10年間に更新時期を迎える公共施設一覧を示し、改めて対処方針を明示するべきではないか。<br>また、笠松小学校の空き教室の活用についての協議会を設置する必要があるのではないか。 | 公共施設の多くは老朽化が進んでおり、修繕費用をはじめ、維持管理にかかる財政負担は増大しつつあります。「効率的・効果的な行政運営の推進」として「『公共施設等総合管理計画』の適正な推進」に取り組む中で、各施設の個別計画についても策定してまいります。また併せて、空き教室をはじめとした公共施設の効率的な活用についても検討してまいります。 |

笠松中学校 1 年 1 組の生徒から、総合的な学習（若鮎）の時間の「学級独自活動」において検討し、ご意見をいただきました。これらのご意見は、各施策の中で検討をしてまいります。

| いただいたご意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想、基本計画、実施計画という構成に賛成である。新型コロナウイルス感染症により新たな生活様式への転換があり、社会への不満がたまっている中、まちづくりの基本理念や将来像を明らかにすることで、町民が一丸となって動き出すことができる</li> <li>・社会潮流で、新型コロナウイルス感染症に対して柔軟に対応していくという記載があるのは良いと思う</li> <li>・SDG s の普及をしてほしい</li> <li>・SDG s 11「住み続けられるまちづくり」について、総合的な防災・災害時対策の推進、火災予防・消防体制の整備、救急救助体制の整備、犯罪を未然に防ぐ環境づくり、地域防犯活動の育成、交通事故を防止する環境づくり、住民主体の交通安全活動の促進 の7項目がとても良いと思った</li> <li>・健康相談、高齢者に関する相談や情報提供、各年齢に応じた健診の実施について、住み続けたいと思えるよい事業だと思った</li> <li>・障がいのある方が相談できる場所が増えると良い</li> <li>・高齢者がいきがいを持てるよう、支援体制の強化、職業訓練を実施や、安全にスポーツが楽しめる施設の整備をしてほしい</li> <li>・町内に買い物ができる場所が増えると良い</li> <li>・公園の整備に賛成です。乳児や幼児が遊ぶ場所を作ってほしい</li> <li>・横断歩道で旗当番の方がいるのありがたい</li> <li>・環境問題に取り組むことは良いことだと思う</li> <li>・防災への取り組みに賛成である。「防災訓練」を強化し、AED や IC カードを普及してほしい。防災グッズを配ったり、避難時に必要な物を載せた広告を町中に貼ってはどうか</li> <li>・SDG s への取り組みをどんどん進めてほしい</li> <li>・義務的経費を抑制しなければならない財政状況であるならば、人工知能などの先端技術を使っていくことには賛成できない。今日を生きることが大変だという方々への対策があり、町全員が幸せでいられるというのであれば先端技術を使ってもよいと思う</li> <li>・先端技術を駆使すると、助け合い・思いやりがあふれる町ではなくなるかもしれない、高齢者の方は使い方がわからないことも考えられるので、先端技術を駆使することには反対です</li> <li>・義務的経費の抑制など、税制基盤の向上に努めるという意見に賛成である</li> </ul> |



# 笠松町第6次総合計画

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

